

Japanese
Association of
Sociology of Law

www.jasl.info

2016年度
日本法社会学会
学術大会

於：立命館大学

2016年5月27日(金)～29日(日)

2016 年度学術大会開催のご案内

学術大会運営委員会

日本法社会学会 2016 年度学術大会が、5 月 28 日(土)・29 日(日)の両日、立命館大学朱雀キャンパス(〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1)にて開催されます。

各分科会・シンポジウム等の部屋割りは皆さまの参加希望を踏まえて決定し、当日に会場をご案内いたします。会員の皆さまは、別途郵送されている大会出欠葉書にて、出欠および参加予定分科会をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

会場へのアクセス方法は、本プログラム集巻末の会場案内をご参照ください。また、立命館大学朱雀キャンパスのウェブ・サイトの地図(<http://www.ritsumei.ac.jp/accessmap/suzaku/>)もご参照ください。

会場に関するお問い合わせは、開催校の渡辺千原会員(chihara@law.ritsumei.ac.jp)までお願いいたします。プログラム全般については、学術大会運営委員会の太田勝造会員(sota@j.u-tokyo.ac.jp)までお問い合わせください。

会員総会のご案内

5 月 28 日(土)13 時 30 分より会員総会が開催されます。議事次第は以下の通りです。

1. 議長選出
2. 理事長挨拶
3. 開催校代表挨拶
4. 2015 年度活動報告
5. 2015 年度決算報告
6. 2016 年度予算案の提案
7. 日本学術会議に関する報告
8. 学会奨励賞受賞者表彰式
9. その他

懇親会のご案内

日時:5 月 28 日(土)夕刻(学術大会終了後の 18 時 30 分頃からを予定)

会場:「Tawawa 二条店」(朱雀キャンパス 7階) → <http://www.kyo-tawawa.co.jp/>

費用:一般会員 6,000 円, 学生会員 4,000 円

出欠回答のお願い:懇親会出欠の有無を大会出欠葉書にてご連絡ください。

昼食のご案内

立命館大学朱雀キャンパスは京都市の中心部に立地し、周辺にレストラン等が多数ございますので、開催校では昼食の弁当の手配は致しません。昼食会場は用意しますので必要に応じて昼食をご持参ください。お茶は用意してあります。

若手ワークショップのご案内

若手会員の交流を図る若手ワークショップを、学術大会の前日の5月27日(金)13時00分～17時00分、立命館大学朱雀キャンパスにて開催します(会場は多目的室の予定)。プログラムは本プログラム集の「プログラム」「報告題目・目次」のページをご覧ください。事前登録は不要です。若手会員の皆さまの活発な参加を期待します。

女性ランチョンのご案内

女性会員の交流を図るランチョン・セミナーを、大会第1日目の5月28日(土)の昼食時(12時30分～13時30分)に開催します。会場およびプログラムは後日学会ウェブ・サイトおよび学会受付でご案内します。事前登録は不要です。ご関心のある方は、昼食をご持参のうえ、会場にお集まりください。

女性会員の皆さまの活発な参加を期待します。

ウェブサイトを利用した当日レジュメ配布について

従来、当日レジュメについては各報告者が会場に持参・配布していましたが、この方法とあわせて、学会ウェブ・サイトを利用した当日レジュメの事前配布も実施しています。事前に詳しいレジュメを見た上で報告を聞くことができます等、会員にとって種々のメリットがございますので、ご活用ください。

具体的な実施要領および利用方法は、5月上旬頃までに学会ウェブサイト(www.jasl.info)でご案内しますので、関心のある方はそれをご覧ください(なお、レジュメの閲覧・ダウンロードには、学会ウェブ・サイトの会員ページにアクセスするための会員共通のIDおよびパスワードが必要になります。そのID・パスワードは、4月発行の学会報の末尾に掲載されていますので、ご確認ください)。

学術大会の傍聴について

会員以外の方も、傍聴費(下記)を支払って傍聴が可能です。お近くに関心をお持ちの方がおられる場合はその旨ご案内ください。なお、傍聴費は当日受付でお支払いください。

一般・大学院生:1,000円

学部生:無料

学術大会の最新情報

学術大会についての最新情報を、
日本法社会学会ウェブ・サイト(www.jasl.info)にて
随時ご案内しますので、ご参照ください。

日本法社会学会 2016 プログラム

2016 年 05 月 27 日(金) 13:00 - 17:00 (多目的室) 若手ワークショップ

13:00-16:45	第一部	学会奨励賞・機関誌最優秀論文賞受賞者講演
16:45-17:00	第二部	若手会議 2016

2016 年 05 月 28 日(土) 09:00 - 18:00 個別報告 & ミニ・シンポジウム

09:00 12:30	ミニ・シンポジウム① 67 期弁護士のスター ティング・キャリア： 62 期弁護士との比較 藤本亮 武士俣敦 上石圭一 石田京子 宮澤節生	ミニ・シンポジウム② 東日本大震災の法的対 応：5 年目の暫定評価 飯考行 山崎栄一 大坂恵里 岡本正 金子由芳 津久井進	個別報告分科会① 司会：太田勝造 小佐井良太 山口絢 齋藤宙治 早瀬利博 福井康太			
12:30 13:30	昼 食 [同時時間帯に女性ランチョンを開催]					
13:30 14:30	会 員 総 会					
14:30 18:00	ミニ・シンポ ジウム③ 内閣法制局と最 高裁判所の現在 佐藤岩夫 西川伸一 見平典 毛利透 中川丈久 渡辺千原	ミニ・シンポ ジウム④ 紛争解決研究の 更なる発展に向 けて：法社会学と 法と経済学の競 争と協働の可能 性 清水剛 飯田高 森大輔 三好祐輔 村松幹二	個別報告分科会② 司会：藤本亮 荒川歩・菅原郁夫 内藤葉子 河村有教 安藤泰子	企画関連 ミニ・シンポ ジウム I 《法》を見るため の《理論》 恒木健太郎 長谷川貴陽史 林田幸広 吾妻聡 高橋裕	14:30-16:15 ポスター・ セッション 早瀬利博 行政裁量の羈束と手 続保障の要請：上関 原発立地にかかる公 有水面埋立免許処分 について	
18:00 20:00	懇 親 会					

09:00 12:00	ミニ・シンポジウム⑤ 利用者からみた日本の ADR：弁護士会系 ADR の利用者調査結果から 太田勝造 垣内秀介 入江秀晃 前田智彦 石田京子 今在慶一朗	ミニ・シンポジウム⑥ 事前規制と事後救済の多様化と交錯：医療専門分野における現状と課題 渡辺千原 李庸吉 平野哲郎 一家綱邦	ミニ・シンポジウム⑦ 法整備「教育」支援の現状と問題点 久保山力也 村瀬健太・山本哲史 篠田陽一郎 松尾弘	個別報告分科会③ 司会：南野佳代 吉田如子 杉本泰治 楠本敏之 馬場健一	企画関連ミニ・シンポジウムⅡ 《法》を見るための《方法》 見平典 飯田高 藤田政博 山田恵子 久保秀雄 中山竜一
12:00 13:00	昼 食				
13:00 16:50	全 体 シ ン ポ ジ ウ ム 《法》を見る 企 画 阿 部 昌 樹 報 告 仁 木 恒 夫 上 田 竹 志 田 巻 帝 子 松 原 英 世 コメンテータ 佐 藤 彰 一 尾 崎 一 郎 司 会 濱 野 亮 大 河 原 眞 美				
16:50 17:00	理 事 長 挨 拶				

報告題目・目次

5月27日(金)

若手ワークショップ2

第一部 学会奨励賞・機関誌最優秀論文賞受賞者講演

第二部 若手会議 2016

5月28日(土)

午 前

ミニ・シンポジウム①

「67期弁護士のスターティング・キャリア：62期弁護士との比較」4

コーディネータ：藤本亮（名古屋大学）

(1) 藤本亮（名古屋大学）「67期弁護士調査のモデルと概要」

(2) 藤本亮（名古屋大学）「登録地・登録事務所からみた67期弁護士」

(3) 武士侯敦（福岡大学）「業務内容からみた67期弁護士」

(4) 上石圭一（追手門学院大学）「収入からみた67期弁護士」

(5) 石田京子（早稲田大学）「ジェンダーの視点からみた67期弁護士」

○コメンテータ：宮澤節生（UC Hastings／龍谷大学）

ミニ・シンポジウム②

「東日本大震災の法的対応：5年目の暫定評価」7

コーディネータ：飯 考行（専修大学）

(1) 飯 考行（専修大学）「法社会学・法実務の視点から」

(2) 山崎栄一（関西大学）「行政法学・震災法制の視点から」

(3) 大坂恵里（東洋大学）「民法学・損害賠償法の視点から」

(4) 岡本 正（弁護士・中央大学客員教授・慶応義塾大学非常勤講師）

「災害復興法学のすすめ～東日本大震災4万件のリーガルニーズを教訓とした
リーガル・レジリエンス（法的強靱性）の構築」

(5) 金子由芳（神戸大学）「アジア法の視点から」

○コメンテータ：津久井進（弁護士）

個別報告分科会① 12

司会：太田勝造（東京大学）

(1) 小佐井良太（愛媛大学）「学校現場における死亡・重度後遺障害事案の紛争解決を
めぐって―「学校事故紛争ADR」の意義と可能性―」

(2) 山口 絢（日本学術振興会）「高齢者の法律相談へのアクセスの現状と課題」

(3) 齋藤宙治（東京大学）「交渉に関する米国弁護士倫理規定の効果：離婚事件におい
て」

(4) 早瀬利博（長崎大学）「行政裁量の羈束と手続保障の要請：上関原発立地にかかる
公有水面埋立免許処分について」

(5) 福井康太（大阪大学）「社会保険労務士の職域の新展開と課題について：社労士総
研実態調査を手がかりとして」

5月28日(土)

午後

ミニ・シンポジウム③

「内閣法制局と最高裁判所の現在」……………16

コーディネータ：佐藤岩夫（東京大学）

- (1) 西川伸一（明治大学）「内閣法制局の現在：「法の番人」の矜持はどこへいったのか」
- (2) 見平 典（京都大学）「最高裁判所の現在」
- (3) 佐藤岩夫（東京大学）「内閣法制局と最高裁判所：「暗黙の結託」の関係？」
○コメンテータ：毛利 透（京都大学）
○コメンテータ：中川丈久（神戸大学）

ミニ・シンポジウム④

「紛争解決研究の更なる発展に向けて：法社会学と法と経済学の競争と協働の可能性」……………19

コーディネータ：清水 剛（東京大学）

- (1) 飯田 高（東京大学）「慰謝料をめぐる紛争：合理性と感情の交錯」
- (2) 森 大輔（熊本大学）「調停案の決定方法等が与える影響：経済学実験を用いた研究」
- (3) 三好祐輔（香川大学）「司法制度改革の結果が民事訴訟に与える影響」
- (4) 清水 剛（東京大学）「仲裁合意の機能：法と経済学的分析」
○コメンテータ：村松幹二（駒沢大学）

個別報告分科会②……………22

司会：藤本亮（名古屋大学）

- (1) 荒川歩（武蔵野美術大学）・菅原郁夫（早稲田大学）「裁判員のためのフォーカスグループインタビューの効果の検討」
- (2) 内藤葉子（関西大学）「女性の近代的主体化をめぐるフェミニズムの葛藤と挑戦：マリアンネ・ヴェーバーの家族法批判と市民的家族像の検討から」
- (3) 河村有教（海上保安大学校）「日本国憲法9条の「平和主義」と日本法の「アイデンティティ法原理」：千葉正士の「アイデンティティ法原理」を再考する」
- (4) 安藤泰子（青山学院大学）「国際社会における法現象の社会学的分析：責任の分化」

企画関連ミニ・シンポジウムⅠ

「《法》を見るための《理論》」……………25

司会：福井康太（大阪大学）

- (1) 恒木健太郎（専修大学）「ヴェーバーと法を「掻い潜る」者：有価証券論を事例として」
- (2) 長谷川貴陽史（首都大学東京）「市民社会の描出とニクラス・ルーマンの概念枠組」
- (3) 林田幸広（九州国際大学）「フーコーが《排除した法》のあとにフーコーの視座から《法》をどう位置づけるか」
- (4) 吾妻 聡（岡山大学）「Roberto Ungerにおける法社会理論」
○コメンテータ：高橋裕（神戸大学）

5月29日(日)
午 前

ミニ・シンポジウム⑤

「利用者からみた日本のADR：弁護士会系ADRの利用者調査結果から」29

コーディネータ：太田勝造（東京大学）

- (1) 太田勝造「弁護士会系ADR利用者調査の概要について」
- (2) 垣内秀介（東京大学）「手続の認知と利用への経緯」
- (3) 入江秀晃（九州大学）「ADR手続の現実：事件類型の違いがもたらす影響」
- (4) 前田智彦（名城大学）「真実と平和：当事者のADRに対する期待と評価」
- (5) 石田京子（早稲田大学）「ADR利用者の満足の規定因」
- (6) 今在慶一郎（北海道教育大学）「手続に対する公正感の要因と効果」

ミニ・シンポジウム⑥

「事前規制と事後救済の多様化と交錯：医療専門分野における現状と課題」32

コーディネータ：渡辺千原（立命館大学）

- (1) 李 庸吉（龍谷大学非常勤講師）「韓国における医事紛争解決システムの構築と専門知の役割：公正さの担保と鑑定の意義」
- (2) 平野哲郎（立命館大学）「診療ガイドラインの策定と裁判規範の形成」
- (3) 一家綱邦（国立精神・神経医療研究センター）「医療（行為）の法規制：再生医療法制を通じた検討」

ミニ・シンポジウム⑦

「法整備「教育」支援の現状と問題点」……………35

コーディネータ：久保山力也（大分高専）

- (1) 久保山力也「ウズベキスタン」
 - (2) 村瀬健太（弁護士）・山本哲史（名古屋大学）「モンゴル」
 - (3) 杉田昌弘（名古屋大学）「ベトナム」
 - (4) 篠田陽一郎（JICA、弁護士）「カンボジア」
- コメンテータ：松尾弘（慶應義塾大学）

個別報告分科会③……………38

司会：南野佳代（京都女子大学）

- (1) 吉田如子（京都産業大学・社会安全警察学研究所）「女性幹部警察官の意識、自己像、そして警察組織に与える影響」
- (2) 杉本泰治（技術士）「原子力安全と規制法の課題の団体組織論的な解明」
- (3) 楠本敏之（東京大学）「社会保障法政策と非正規雇用問題：社会保険料の事業主負担と企業行動との関係に注目して」
- (4) 馬場健一（神戸大学）「訴訟率の地域による差異の説明とその理論的示唆：沖縄を素材に」

企画関連ミニ・シンポジウムⅡ

「《法》を見るための《方法》」……………40

司会：木下麻奈子（同志社大学）

- (1) 見平 典（京都大学）「政治学は《法》をどのように見るのか」

5月29日(日)

午前

- (2) 飯田 高 (東京大学) 「経済学は《法》をどう見るのか」
- (3) 藤田政博 (関西大学) 「心理学は《法》をどう見るのか」
- (4) 山田恵子 (京都女子大学) 「エスノメソドロイジー／会話分析は《法》をどう見るのか」
- (5) 久保秀雄 (京都産業大学) 「人類学は《法》をどう見るのか」
○コメンテータ：中山竜一 (大阪大学)

5月29日(日)

午後

全体シンポジウム

「《法》を見る」 44

コーディネータ：阿部昌樹 (大阪市立大学)

司会：濱野 亮 (立教大学)

大河原眞美 (高崎経済大学)

- (1) 阿部昌樹
「企画趣旨」 44
- (2) 仁木恒夫 (大阪大学)
「裁判外紛争処理研究をととして《法》を見る」 45
- (3) 上田竹志 (九州大学)
「裁判研究をととして《法》を見る」 46
- (4) 田巻帝子 (新潟大学)
「家族研究をととして《法》を見る」 47
- (5) 松原英世 (愛媛大学)
「刑事司法研究をととして《法》を見る」 48

○コメンテータ：佐藤彰一 (國學院大学)、尾崎一郎 (北海道大学)

5 月 27 日（金） 13:00～17:00

・ 若手ワークショップ

若手ワークショップ

於 立命館大学朱雀キャンパス（多目的室 予定）

2016 年 5 月 27 日（金） 13:00～17:00

今年度の若手ワークショップでは、2014 年度の学会奨励賞・機関誌最優秀論文賞を受賞された先生方をお招きし、ご自身の研究の内容や研究の動機・プロセスなどについて自由にお話をしていただく予定です。間近で先輩研究者からお話を聞けるだけでなく、若手研究者同士の交流を深める良い機会でもありますので、ぜひ奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。[文責：若手ワークショップ担当理事 飯田高]

第一部 学会奨励賞・機関誌最優秀論文賞受賞者講演（13:00～16:45）

※いずれも質疑応答を含めた時間を示しています

13:05～14:15 **小宮友根会員（東北学院大学）** 第 3 回機関誌最優秀論文賞受賞
受賞作：「裁判員は何者として意見を述べるか

——評議における参加者のアイデンティティと『国民の健全な常識』
(2013 年, 法社会学 79 号)

14:20～15:30 **秋葉丈志会員（国際教養大学）** 第 3 回機関誌最優秀論文賞受賞
受賞作：「国籍法違憲判決と政策形成型訴訟」(2014 年, 法社会学 80 号)
講演タイトル：「マイノリティの権利と司法の役割について」

15:35～16:45 **松原英世会員（愛媛大学）** 第 16 回学会奨励賞受賞
受賞作：『刑事制度の周縁——刑事制度のあり方を探る』(2014 年, 成文堂)

第二部 若手会議 2016（16:45～17:00）

若手幹事による活動報告を行うほか、次期幹事および次回ワークショップ企画について検討する予定です。

- * 参加についての事前のご連絡は不要で、参加費もかかりません。
- * ワークショップ終了後、例年通り、18 時頃に懇親会を開催します。奮ってご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。なお、若手ワークショップに関するお問い合わせは、若手 WS 幹事のいずれかまでお願いいたします。

郭 薇（北海道大学）(guowei_kakubi@yahoo.co.jp)

鈴木幸恵（神戸大学）(62.y.05.s.14@gmail.com)

渡邊和道（愛知学泉大学）(watanabekazumichi@gmail.com)

5 月 28 日（土） 9:00～12:30

- ・ ミニシンポジウム①

「67 期弁護士のスターティング・キャリア：
62 期弁護士との比較」

- ・ ミニシンポジウム②

「東日本大震災の法的対応：5 年目の暫定評価」

- ・ 個別報告分科会①

67 期弁護士のスターティング・キャリア

～62 期弁護士との比較～

コーディネータ：藤本亮（名古屋大学）

弁護士社会構造研究会では、2016 年 1 月から 3 月に 67 期弁護士（2016 年 1 月 1 日現在の日弁連登録名簿による）を対象とする郵送法による全数調査を行った。この調査は 2014 年 12 月以降に登録した 67 期弁護士の登録後約 1 年後までのキャリアの展開を、登録地、登録事務所の種類、事務所での地位、業務内容、収入、ジェンダーなどの視点から探ろうとするものである。質問紙は 2010 年度から本研究会が実施してきた 62 期弁護士調査との間で比較可能となるように設計された。67 期の最初の登録から概ね 1 年後までのキャリアの状況を、当初登録年で 5 年先行している 62 期のそれと比較しつつ、記述統計を中心に報告をする。なお、62 期弁護士についてはサーベイ調査に続いて、面接調査を実施しており、その概要については宮澤ほか（2016）にて報告している。62 期と 67 期の比較、そして 67 期データの解釈にあたっては、この 62 期弁護士の面接調査から得られた知見も参考にしている。

本研究プロジェクトの目的は、新人弁護士のキャリア形成のあり方とその差異に作用する要因を解明し、とりわけ法科大学院経験と司法修習における経験との関連性を明らかにすることであった。その観点からは、62 期弁護士と 67 期弁護士の間には 5 年という期間だけでなく、法曹養成制度に関係する違いもある。62 期弁護士については、新旧の司法試験が併存しており、旧司法試験に合格した者を中心とする「現 62 期」（司法修習終了は 2009 年 9 月 2 日）と新司法試験に合格した者を中心とする新 62 期（司法修習終了は 2009 年 12 月 16 日）があった。他方、67 期には、法科大学院を修了して司法試験を受験した者と司法試験予備試験に合格して司法試験を受験した者がいる。すでに公表してきた結果に明らかなように現行 62 期と新 62 期の間にはキャリア展開に大きな違いはみられていない。67 期の法科大学院組と予備試験組の違いは司法試験受験資格の違いであり、司法試験受験から司法修習、就職活動や登録期などは同じ経験をしている。しかし、予備試験組の中には、法科大学院に在学中に予備試験を受験し、予備試験合格後に法科大学院を中退する者も少なくない。このような養成課程ルートのクロスオーバーも踏まえつつ分析を深めていくことは必要ではあるが、本シンポジウム報告は 67 期弁護士調査の第一報として基本的に記述統計による比較を中心とする。

報告は以下のように構成される。ただし、実際の報告タイトルないし内容は分析の進行状況と結果によって変更がありうる。

1. 藤本亮（名古屋大学）「67 期弁護士調査のモデルと概要」

67 期弁護士調査の理論モデルとデータ収集方法についてまとめる。

2. 藤本亮（名古屋大学）「登録地・登録事務所からみた 67 期弁護士」

67 期弁護士の登録状況について、地域、事務所の規模と種類、事務所内の地位、事務所間

あるいは事務所内の移動状況などを中心に報告する。登録事務所の観点からの弁護士の職域拡大にかかる報告である。

3. 武士俣敦（福岡大学）「業務内容からみた67期弁護士」

取り扱っている業務分野や顧客層、事件種類ごとの業務時間割合などを報告する。弁護士業務の「専門化」あるいは「分化」にかかる報告である。

4. 上石圭一（追手門学院大学）「収入からみた67期弁護士」

収入について本調査では税込みの所得（概ね売上から経費を引いたもの）について具体的な数字を記入して回答してもらっている。これらについて、62期弁護士の所得分布や税務統計にみる全弁護士の所得分布と比較する。職域や業務分野の多様化や分化と深く関わるが階層化にかかわる報告となる。

5. 石田京子（早稲田大学）「ジェンダーの視点からみた67期弁護士」

ジェンダーの観点から、法科大学院、司法修習期、キャリアの状況についての比較とともにキャリアのあり方についての考え方について報告する。法科大学院在学中から初期のキャリア段階でのジェンダーギャップにかかわる報告である。

コメント 宮澤節生（UC Hastings / 龍谷大学）

関連論文

本研究会は、本ミニシンポジウムで記述統計を報告する第67期弁護士全員に対する第1回郵送調査に先立ち以下の調査を継続的に実施してきている。2008年に実施した弁護士全体のサンプルに対する調査を出発点として、第62期弁護士全員に対する2011年の第1回郵送調査と、2014年の第2回郵送調査、62期弁護士のうち面接調査依頼に応諾してくださった方々を対象とした面接調査である。これらの調査については、下記のとおり合計9本の報告書を青山法務研究論集に発表してきた。これらはすべて、国立情報学研究所 NII 学術情報ナビゲータ（CiNii Articles <http://ci.nii.ac.jp>）で「62期弁護士」をキーワードとして検索すると全文がダウンロードできる。

- ①2008年調査第1報： 宮澤節生・藤本亮・武士俣敦・神長百合子・上石圭一・石田京子・大坂恵里「法科大学院教育に期待される『法曹のマインドとスキル』に対する弁護士の意見－2008年全国弁護士調査第1報－」青山法務研究論集第2号（2010年）
- ②2008年調査・業務分野評価： 宮澤節生・久保山力也「弁護士界内部における業務分野の『評価』－2008年全国弁護士調査から－」青山法務研究論集第3号（2011年）
- ③2008年調査第2報： 宮澤節生・武士俣敦・石田京子・上石圭一「日本における弁護士の専門分化－2008年全国弁護士調査第2報－」青山法務研究論集第4号（2011年）
- ④2008年調査第3報： 宮澤節生・武士俣敦・藤本亮・上石圭一「日本において特定分野への相対的集中度が高い弁護士の属性－2008年全国弁護士調査第3報－」青山法務研究論集第5号（2012年）
- ⑤第1回第1報： 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士第1回郵送調査の概要－記述統計の提示－」青山法務研究論集第4号（2011年）
- ⑥第1回第2報： 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感－第1回郵送調査第2報－」青

山法務研究論集第 6 号 (2013 年)

- ⑦第 2 回第 1 報： 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士第 2 回
郵送調査第 1 報－調査の概要と記述統計－」青山法務研究論集第 9 号 (2014 年)
- ⑧第 2 回第 2 報： 宮澤節生・藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士第 2 回
郵送調査第 2 報：二変量解析から多変量解析へ」青山法務研究論集第 10 号 (2015 年)
- ⑨62 期弁護士面接調査：宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士の
面接調査」青山法務研究論集第 11 号 (2016 年)

(謝辞) これまでの質問紙調査と面接調査に、多忙な中ご協力いただいた 62 期弁護士および 67 期弁護士のみなさまに心より感謝したい。そして、本ミニシンポジウムで報告する第 67 期弁護士調査も含め、すべての調査研究は日本弁護士連合会の多大なるご支援・ご協力を得なければ実施できるものではなかった。心よりの謝意を表する次第である。また、本調査を含め、当研究会の調査研究は日本学術振興会科学研究費補助金の助成 (課題番号：22330038, 15H03303) を受けて実施しているものである。

東日本大震災の法的対応：5年目の暫定評価

コーディネータ：飯考行（専修大学）

企画趣旨

本ミニ・シンポジウムの目的は、2011年3月の東日本大震災から5年を経過したことを契機に、同震災の法的対応について暫定的な評価を行うことにある。

災害を研究対象とする各種法分野の中で、法社会学、行政法学、民法学、災害復興法学、アジア法を専攻する研究者および実務家による研究報告を通じて、当該各法分野の視点から、東日本大震災の法的対応を多角的に検討する。阪神・淡路大震災時より法実務で対応にあたってきたコメンテーターのコメントと質疑を通じて、東日本大震災の法的対応に関する総体的な把握をはかることを目指す。

1. 法社会学・法実務の視点から

飯考行（専修大学）

2011年3月の東日本大震災は、地震、津波と、原発事故による放射性物質漏洩の複合災害で、死者・行方不明者約2万人、住家の全壊・半壊約40万棟を含む被害がもたらされた。被災住民のうち、震災直後は47万人ほどが避難所へ入り、プレハブまたは木造の応急仮設住宅や、民間アパート等のみなし仮設住宅へ移り住んだ。土地や家を自力で買い求めた人、高台などへ移転して家を再建した人、災害公営住宅へ入居した人などがいる一方、復興事業の遅れなどにより、仮設住宅住まいを続ける人は10万人を優に超える。福島県からの県内外への避難者数も約10万人を数える。

災害を対象にする法学および法実務は、かねて重要性が指摘されながら、地域の防災、減災、復旧、復興などのサイクルを念頭においた地域に根差した法学研究はほとんどなく、隣接分野との協働も進んでいるとは言い難い。災害に関わる法制度は、過去の災害事例や復興事例を根拠あるいは前提として策定されるため、災害の進化に後追いの的ならざるを得ず、被災の現実在即しであるいは被災者の立場で運用をはかる姿勢が期待される。東日本大震災後の法的対応は、被災者の生活再建を助けた面はあるにせよ、立法、行政とともに国主導の「復興」推進を支えたことで、それを阻んだ面もあるのではなかろうか。

以上の問題関心から、本稿は、東日本大震災後における法と法律家（法学者、実務法律家など、法に携わる専門家）の役割を問い直したい。テーマは広範に及ぶが、東日本大震災後5年を契機に、被災者の生活再建の視点から、関連データを踏まえ、法と社会の関係を問う法社会学のアプローチで試論する。今後、南海トラフ地震などの大津波を伴う災害が予見され、福島原発事故が収束しないまま他の原発の再稼働が進み、自然災害と人的災害のリスクを抱える日本社会におい

て、災害への法的対応を検討することは、学術的ならびに現実的な意義を持つと考えられる。

[参考文献等]

・飯考行（2016）「被災地における法と法律家の役割」法律時報 88 巻 4 号

2. 行政法学・震災法制の視点から

山崎栄一（関西大学）

本報告においては、震災法制のうち被災者支援法制についての評価を行いたい。被災者支援法制についての評価といっても、個別的な法制度についての評価と被災者支援法制全体についての評価に分ける必要がある。

個別的な法制度についての評価をすると、被災者支援法制としては、被災者生活再建支援法、災害救助法、災対弔慰金等法といった三本柱を初めとして、自治体の独自施策、復興基金・交付金、義援金といった災害ごとに展開される支援制度も評価の対象となる。東日本大震災後の法改正により災害対策基本法も被災者支援のあり方について詳細な規定を設けるに至っている。それぞれについて個別的に評価を行う。

被災者支援法制全体についての評価をしてみると、新たな被災者支援ニーズの出現に対して、どれだけニーズを捕捉し、法システムとして充足することができたのかが評価基準となる。

新たな被災者支援ニーズとしては、みなし仮設住宅、在宅被災者、広域避難者があげられる。みなし仮設住宅については、都道府県―借り主―被災者との複雑な権利義務関係に加え、仮設住宅ではなく一般のマンション・アパートに居住していることに起因する、被災者の把握・サポートの問題が浮き彫りにされた。

広域避難者についても、みなし仮設住宅の被災者と同様、被災自治体を離れた被災者の把握・サポートの問題が浮き彫りにされた。

在宅被災者については、これまで避難所―仮設住宅という災害救助法の支援メニューに載らない人たちに、それ以外の被災者支援メニューの要件を満たさない人たちの存在が浮き彫りにされた。被災者支援法制がこれらの新しいニーズについて、果たしてどのように対応を図っていたのかについて評価を行う。

3. 民法学・損害賠償法の視点から

大坂恵里（東洋大学）

本報告は、東北地方太平洋沖地震およびそれに伴う津波から発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による被害をめぐる損害賠償について評価を試みるものである。

原発事故の被害者が損害賠償を請求する方法には、①東電に対する直接請求、②原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介の申立て（原発ADR）、③訴訟提起がある。

①直接請求 東電は、基本的には、原子力損害賠償法に基づいて設置された原子力損害賠償紛争審査会が策定した原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針・追補に沿った同社の賠償基準

に従って支払いを行っている。指針・追補が賠償の最低限の目安であるとする原賠審の意に反し、賠償の上限として扱っている東電の姿勢が批判されているが、指針・追補自体についても、政府による避難指示区域の線引きとリンクして損害項目と額が設定されていることが被害の実態に即していないこと、さらに、避難指示解除と賠償打切りがセットになって帰還政策を促進していることが問題視されている。

②原発 ADR 原賠審の下部組織であるセンターも、和解の仲介にあたって指針・追補を参照している。それでも、センターは、個別具体的な事情に応じて、指針・追補で対象とされていない損害についても賠償を認める和解仲介案を提示してきた。しかし、一部の案件で、東電が和解仲介案の尊重義務を果たしていないことが問題となっている。

③訴訟提起 個人によるものに加えて、18 都道府県の 20 地裁・支部において 31 件の集団訴訟が係属しており、原告総数は 1 万人を優に超えている。原賠法の下で東電のみが無過失責任を負う枠組みの中にある直接請求や原発 ADR と異なり、集団訴訟の多くにおいて、原告は、避難指示区域内の被害者かどうかで区別されることなく、東電の過失責任と国の責任に基づく完全賠償・原状回復を求めている。

原発事故から 5 年を経た今、被害者の生活再建と地域再生に、現行の原子力損害賠償制度がどこまで応えられているのか、本報告で明らかにしたい。

4. 災害復興法学のすすめ～東日本大震災4万件のリーガルニーズを教訓としたリーガル・レジリエンス(法的強靱性)の構築

岡本正（弁護士、中央大学客員教授・慶應義塾大学非常勤講師）

東日本大震災直後から、弁護士は無料法律相談活動を展開し、1 年余りで 4 万件を超える相談事例データベースを日弁連に構築した。相談活動により被災地への復興情報の整理提供機能が果たされ、同時に課題の集約と中央へのフィードバック機能も果たされた。無料法律相談活動とそのデータベース化は、災害直後における法的支援の重要性を浮き彫りにすると同時に、既存法制度の見直しの契機とその根拠（立法事実）の発見にも資することが再確認されたといえる。その成果は、住宅再生、金融、事業再生、不動産、行政給付、相続、税金、土地収用、原子力損害賠償政策、地域政策、個人情報、災害対策基本法制など、あらゆる復興政策や防災分野の法改正と新制度構築に寄与することで顕在化している。震災後 5 年を経過してもなお、法制度の改善・改良は絶え間なく行われている。

法律家による公共政策への寄与と、復興政策の軌跡は、それ自体が将来に伝承すべきノウハウであり、災害に備え事前に習得して置くべき「知識の備え」であるといえる。これを将来の担い手へ伝承すべく、新たに分野横断性・学際性の非常に強い科目として、「災害復興法学」の講座が実践されている。今後は、より多方面への展開が課題となっている。また、大学教育にとどまらず、平常時からの企業の人材育成手法として、災害後の生活防災や事業再生のためには、災害後に利用できる法制度・支援制度の存在があることを学ぶ、防災・危機管理研修の展開が効果的である。

国連による 2030 年目標のなかで、災害に対して「強靱性（レジリエンス）」のある社会の構築が提言された。日本が発信すべき防災・減災の叡智は、日本が災害に備えて持つ法制度（くりか

えし改正を重ねてきた歴史と現在) そのものであり、同時にその法制度を使い熟す行政や専門職の叡智・現場運用力である。2015年のネパール大震災を踏まえて行われた復興セミナー(カトマンズ、2015年10月3日、基調講演・岡本正「災害復興法学のすすめ」)でもそのことが強調された(JICA ウェブサイトに報告要旨・資料一式が掲載されている)。

[参考文献等]

- ・ 岡本正 (2014)『災害復興法学』慶應義塾大学出版会
- ・ 齊藤誠・野田博編 (2016)『非常時対応の社会科学—法学と経済学の共同の試み』有斐閣

5. アジア法の視点から

金子由芳 (神戸大学)

「災害復興」を通じて被災者の私権はどのように変化するのであろうか。東日本大震災被災地における継続調査、ならびにアジア被災地での共同調査から、被災者の私権が辿る帰趨と、その法的保護の課題について示唆を引き出すことが、本報告の目的である。

「災害復興」は多義的であり、2015年国連仙台防災会議が採択した「仙台減災フレームワーク」において”Build Back Better”が主唱されたが、その定義はない。東日本大震災後に成立した日本の2013年「大規模災害復興法」(3条)においても、被災者の生活再建、地域経済振興、安全まちづくりが端的に併記されている。近代日本の災害復興は都市開発と結びついて展開し、東日本大震災後にも3,600ヘクタールに及ぶ区画整理事業などの都市計画手法が展開されている。災害復興が安全まちづくりや経済振興に重心を置くとき、被災者の生活基盤が阻害される懸念がある。

この点、東日本大震災被災地における復興5年の評価・検証は十分に行われていない。阪神・淡路大震災後には復興のアウトカム評価指標として「しみんしあわせ指標」が実施されたが、東日本大震災後の評価は事業進捗に関するアウトプット評価に留まる。そこで報告者は、被災地11ヶ所における独自のアンケート調査、またその結果を受けた被災者・行政への聴取りを実施した。復興事業を契機に大幅な人口流出が起こったが、所有権・借地権の別、登記の有無等で帰趨の相違が見出された。

他方、報告者は2004年スマトラ津波後のアチェ、タイ南部、ミャンマー2008年サイクロン・ナージス、2008年四川地震、フィリピン2013年台風ヨランダの被災地で復興事業に伴う私権の変化を調査した。私権の構成の相違(請負経営権、耕作権、国有地占拠等)に応じて帰趨が分かれた。

「災害復興」の理念は国際的にも確立が遅れている。しかし「災害復興」が都市計画・経済開発の色彩を強めるとき、「開発」分野において確立されたミニマム・ルールの適用は避けられず、開発事業前後における私権の原状維持・正当補償はその一つである。

[参考文献等]

- ・ 金子由芳 (2015)「災害復興基本法への提言—2つの大震災の教訓から」神戸大学震災復興支援プラットフォーム編『震災復興学』ミネルヴァ書房
- ・ 金子由芳 (2015)「人間の復興」の制度論—2つの大震災から学ぶ災害復興基本法への宿題」松

岡勝実・金子由芳・飯考行編『災害復興の法と法曹』成文堂

・金子由芳（2014）「災害復興における国家と私権のゆくえ：東日本大震災とアジア」小柳春一郎編『災害と法』国際書院

コメント

津久井進（弁護士）

学校現場における死亡・重度後遺障害事案の紛争解決をめぐる ——「学校事故紛争 ADR」の意義と可能性——

小佐井良太（愛媛大学）

本報告は、学校教育現場における重大な事故（とりわけ死亡・重度後遺障害事案）に起因する紛争の解決を題材に紛争の法的解決を取り巻く構図を分析、訴訟を中心とした法的な紛争解決がもたらす「弊害」を明らかにした上で、「学校事故紛争 ADR」の必要性と可能性、その制度・運用面での課題を明らかにすることを目的とする。報告では、主として報告者がこれまで行ってきた複数の学校死亡事故をめぐる紛争事例研究／フィールドワークの結果分析（一例として、小佐井 2007, 2008）に依拠しながら、併せて近時の文科省における学校事故対応に関する有識者会議での議論動向や学校事故をめぐる判例の分析、関連する先行研究の分析等を行う。報告では、結論として、1）学校教育現場における重大な事故（死亡・重度後遺障害事案）に起因する紛争の解決に際して対話促進型の紛争解決を図ることが望ましいことを示し、2）こうした対話促進型の紛争解決を支援する「学校事故紛争 ADR」の必要性と可能性、制度・運用面での課題等を明らかにすべく努めたい。

〔参考文献等〕小佐井良太（2007, 2008）「学校死亡事故をめぐる『救済』と法（一）、（二）——ある訴訟事例の検討を手がかりに」九大法学 95 号 370-486 頁、96 号 429-488 頁。

高齢者の法律相談へのアクセスの現状と課題

山口 紘（日本学術振興会）

本報告では、高齢者の法律相談へのアクセスの現状とアクセス支援における課題を検討する。わが国では、現在65歳以上の高齢者が人口の26%を占めており、独居高齢者、生活保護受給の高齢者、認知症高齢者が年々増加傾向にある。そのような中で高齢者が必要な法的支援を受けるために、法専門家へのアクセスを確保することが急務となっている。なぜなら、上記の社会・経済状況や身体状況を鑑みると、他世代と同様の司法アクセス障害はもちろん、高齢者独特のアクセスの難しさもあると考えられるからである。そこで、本研究では高齢者、法専門家、そして両者をつなぐ媒介機関と考えられる行政機関・民生委員の三者を対象にした調査を行い、高齢者の法律相談へのアクセスの現状と課題について検討した。

本報告では、とくに自ら法律相談にアクセスすることが難しい高齢者が行政機関等を通して法専門家につながる過程に焦点を当てる。具体的には、都内の五つの行政機関職員 15 名を対象としたインタビュー調査および都内の A 自治体の全民生委員を対象とした質問紙調査の分析結果を報告する。その上で、ネットワークや情報の観点を中心に高齢者の法律相談へのアクセス向上のための課題を検討する。

交渉に関する米国弁護士倫理規定の効果：離婚事件において

齋藤宙治（東京大学）

米国ロースクール生を対象にした、交渉倫理のアンケート調査結果を報告する。

弁護士が依頼者を代理して交渉を行う際には、依頼者のために最善を尽くすことが求められる。他方で、依頼者のためならば何をしてもよいというわけではない。どの程度であれば「狡猾な手」を使ってもよいのか、第三者の利益を損なってもよいのかなど、倫理的ジレンマがある。米国の弁護士倫理の中には、交渉に関する明文規定があり興味深い。

本研究では、学生にアンケート調査を実施し、弁護士倫理の既習者と未習者の交渉倫理観を比較した。弁護士倫理を学ぶことによる倫理観・対応の変化（＝米国弁護士倫理規定の効果）を明らかにする実証研究である。また、本研究は、単純な金銭的場面（例：損害賠償額に影響する事実を相手方に偽るか）ではなく、子どもという第三者の人権がからむ場面（例：親権の帰属に影響する事実を相手方に偽るか）を取り扱う点にも特徴がある。

アンケートでは、離婚事件（特に親権紛争）における交渉を題材として、倫理的ジレンマが生じる架空の事例を学生に与え、どのような対応を取るか質問した。主な結果として、弁護士倫理の既習者の方が未習者に比べて、①依頼者の利益を重視する傾向があること、②その反面、（依頼者ではない）子どもの利益を軽視する傾向があることがわかった。

行政裁量の羈束と手続保障の要請 —上関原発立地にかかる公有水面埋立免許処分について—

早瀬利博（長崎大学）

3. 11 事故（東日本大震災及び福島第一原発事故）から 5 年を経てその原発立地「地点」における汚染水対策が一向に進まない社会状況の中で、今以て新規の原子力発電所の立地にかかる公有水面埋立免許処分についての「行政裁量」は、法律による行政の原理（法治主義）や適正な公益実現のための市民参加（民主主義）を著しく不当に阻みつつけている。

行政過程の各段階で、とくに原子炉等規制法に基づく原子炉設置許可処分の前段階となる、公有水面埋立法に基づく公有水面埋立免許処分では、3. 11 事故のような原発事故による重大な被害が、行政庁の行政裁量によって考慮されることがない実務上の問題がある。その考慮不尽な行政庁の裁量権の逸脱・濫用について論議を試みる。

3. 11 事故の 30 年前から山口県上関町において、中国電力㈱が実施している上関原発建設計画の地先漁場の埋立てにかかる公有水面埋立免許処分取消請求事件を事例として、右の「地点」選定のリスクに対する行政庁の裁量権の逸脱・濫用の問題について論考する。

原子力行政の科学技術の知見等に代表されるように、行政庁の行政裁量は複雑多様な行政需要や高度に専門的な行政課題への対応として存在している。而して実体法的な行政裁量の羈束は難しく、その逸脱・濫用を防ぐ手続法的な担保として「手続保障」の要請が導かれる。

社会保険労務士の職域の新展開と課題について

——社労士総研実態調査を手がかりとして——

福井康太（大阪大学）

報告者は、平成 25 年度以来、社会保険労務士（以下「社労士」とする）総合研究機構（以下「社労士総研」とする）「社会保険労務士の業務が中小企業のコンプライアンス・業績・産業保健に及ぼす効果に関する調査研究」（研究代表者 三柴丈典・平成 25 年 7 月から翌 6 月まで第 1 期、平成 27 年 1 月から同年 12 月まで第 2 期。以下「社労士総研研究プロジェクト」とする）に携わり、社労士業務の特徴や職務上期待される能力・特性について調査研究する機会を得た。その調査を通じて、社労士の職域が目下急速に拡大しており、従来型のいわゆる手続業務（社労士法の 1 号・2 号業務）よりも、人事労務コンサルティングやメンタルヘルス対策支援など産業保健関連業務（同 3 号業務）労働条件審査業務や成年後見業務（同 3 号業務＋α）も社労士の新たな職域となり、独自の「専門性」形成が行われていることを確認した。

社労士は 1968 年に議員立法によって行政書士から独立する形で創設された比較的に新しい専門士業である。もっとも、その創設以来の比較的短期間の間に、社会保険や労働保険申請、助成金申請の書面作成代行、給与計算といった手続業務を中心とする業態（社労士法 1 号・2 号業務）から、手続業務と合わせて就業規則の作成・管理、人事労務コンサルティング、産業保健関連業務などコンサルタント的業務、労働条件審査業務など（3 号業務＋α）を幅広く行う業態へと動的にその職域を拡張させている。社労士総研研究プロジェクトはなお定点観測に留まるものであり、この動態の解明は事後の追跡調査を待たなければならない。

今回の報告では、「社労士総研研究プロジェクト」の実態調査、特に第 2 期に行ったアンケート調査結果の分析を手がかりとしながら、社労士業務の特徴、これから展開させていきたい業務、社労士に期待される能力・特質について明らかにし、さらに、社労士が独立の専門職として自立していくことができる条件を開業年数や収入との関連で明らかにする。本報告は、単に社労士の専門職域の現状と動態について明らかにするに留まらず、これまでに蓄積されてきた弁護士をはじめとする他士業に関する研究を手がかりとして、専門士業一般の「専門性」形成の特徴について仮説モデルを提示する。

【追記】データの集計および解析については、共同研究者の西本実苗会員によるところが大きい。

【参考文献】福井康太、天野常彦、森晃爾、三柴丈典（共著）、社労士総研 研究プロジェクト 報告書（平成 26 年）『社会保険労務士の業務が中小企業のコンプライアンス・業績・産業保健に及ぼす効果に関する調査研究』全国社会保険労務士連合会 社会保険労務士総合研究機構（2014 年）。

5 月 28 日（土） 14:30～18:00

- ・ ミニシンポジウム③

「内閣法制局と最高裁判所の現在」

- ・ ミニシンポジウム④

「紛争解決研究の更なる発展に向けて：

法社会学と法と経済学の競争と協働の可能性」

- ・ 個別報告分科会②

- ・ 企画関連ミニシンポジウムⅠ

「《法》を見るための《理論》」

内閣法制局と最高裁判所の現在

コーディネータ：佐藤岩夫（東京大学）

報告者： 西川伸一（明治大学）
見平 典（京都大学）
佐藤岩夫（東京大学）
コメンテータ： 毛利 透（京都大学）
中川丈久（神戸大学）
司会： 渡辺千原（立命館大学）

企画趣旨

日本の違憲審査制を考える場合に、内閣法制局および最高裁判所はとりわけ枢要な位置を占め、それぞれについて活発な研究が進められてきた。しかし、近年、この2つの組織については重要な変化が生じ、新しい状況も生まれつつある。内閣法制局については、今般の安全保障関連法の成立過程で、従来の長官人事の慣例が破られるとともに、内閣法制局自身が、自らこれまで積み上げてきた憲法9条解釈を転換するうえで重要な役割を果たし、大きな議論を引き起こした。他方、最高裁判所は、2000年代に入り従来の判決動向とは異なる傾向を示しつつあることが指摘されるとともに、上記安全保障関連法の成立過程では、今後の最高裁判所の判断への期待も語られるに至った。内閣法制局と最高裁判所は現在、どのような変化を遂げつつあるのか（あるいはないのか）。そしてまた、この二つの組織の関係はどのように変化する可能性があるのか（あるいはないのか）。本ミニシンポジウムでは、法社会学・政治学からの報告に加え、公法学からの二人のコメント（報告に準じる長めのコメント）も得て、内閣法制局と最高裁判所の現在、さらに憲法訴訟・行政訴訟や執政論との関係などに多面的・動態的な考察を加える。

報告① 内閣法制局の現在：「法の番人」の矜持はどこへいったのか

西川伸一（明治大学）

海部俊樹政権下で内閣法制局長官を務めた工藤敦夫は、「法制局というのは黒子なんです。黒子が舞台の前に出て踊るなんて、異常なんですよ」と語っている。その表現を借りれば、2013年8月の小松一郎長官着任以来の内閣法制局をめぐる「過熱」した報道ぶりは、まさに「異常」な事態といえる。本報告では、小松を迎えた横畠裕介内閣法制次長が、安倍晋三政権の意向に「予期反応」を起こして、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈変更へ舵を切っていく過程とその意味を論じたい。

従来、内閣法制局長官人事には政治から中立的な人事慣行が確立していた。それにより、だれが長官でも解釈は変わらないという内閣法制局の組織資源が蓄積され、その「法の番人」としての矜持が担保されてきた。たとえていえば、そこでは「黒子」らしい組織プレーが貫かれていて、長官

の「個人技」は不要だった。ところが、安倍首相は慣行を無視した小松の抜擢人事によって、内閣法制局の政権内での位置づけを本質的に変えてしまったのではないか。長官ポストは政治的ポストへと不可逆に変わってしまったのではないか。

併せて、最高裁は内閣法制局をどうみているのかにも言及する。

〔参考文献〕西川伸一（2000）『内閣法制局』五月書房、西川伸一（2013）『これでわかった！内閣法制局』五月書房、朝日新聞政治部取材班（2015）『安倍政権の裏の顔』講談社、工藤敦夫（2005）『工藤敦夫オーラル・ヒストリー』政策研究大学院大学。

報告② 最高裁判所の現在

見平 典（京都大学）

近年、最高裁判所が変化したといわれる。すなわち、2000年代以降、最高裁判所はこれまでにないペースで違憲判断を下すとともに、各種の憲法訴訟・行政訴訟において、従来とは異なる思考をみせるようになってきている。また、少数意見の提出が活発になり、多数意見も従来と比較して判決理由を丁寧に説明する傾向にある。

本報告は、このような最高裁判所の「変化」の背景を探るとともに、そこから浮かび上がる日本の最高裁判所の特徴や制度的課題について検討しようとするものである。具体的には、まず、①近年の最高裁判所の積極化の背景的要因と、②少数意見活発化の背景的要因について考察する。その上で、③少数意見の増加によってみえてくる、裁判官の出身と判決行動との関係について検討を加えるとともに、④以上の検討から浮かび上がる、現在の最高裁判所が必要とする制度的手当について考察する。分析にあたっては、日本の違憲審査制と少数意見制の本国でもある、アメリカ合衆国の最高裁判所との比較を適宜行う。

〔参考文献〕見平典（2012）『違憲審査制をめぐるポリティクス：現代アメリカ連邦最高裁判所の積極化の背景』成文堂、見平典（2014）「憲法学と司法政治学の対話：違憲審査制と憲法秩序の形成のあり方をめぐって」法律時報 2014 年 8 月号。

報告③ 内閣法制局と最高裁判所：「暗黙の結託」の関係？

佐藤岩夫（東京大学）

内閣法制局および最高裁判所は、それぞれに立ち入った分析が必要であると同時に、この2つの機関の間にどのような関係が成立しているかも重要かつ興味深い分析課題である。本報告は、次の2つの視角から内閣法制局と最高裁判所の関係を考える。

第1に、日本の最高裁判所の違憲判決の少なさ（司法消極主義）の重要な原因の一つとして、内閣法制局の事前審査の存在が指摘されているが、そのメカニズムの精密な同定を試みる。比較法社会学の方法に基づき、単に内閣法制局の事前審査の存在だけではなく、最高裁判所の役割認識（司法哲学）が重要な媒介要因となっていることを指摘する。あわせて、法社会学研究が追求する法現象の因果分析にとって比較法社会学的方法が持ちうる意義についても言及する。

第2は、統治行為論を媒介とする内閣法制局と最高裁判所との間の暗黙の「結託」の関係である。最高裁判所は、とくに憲法第9条にかかわる領域において、統治行為論を採用することによって、高度な政治性をもつ問題の判断を政治部門に委ねた。しかし、それは、政治部門への白紙委任であったのか？ 実際には、高度の法的専門性を持ち、時の内閣に対しても一定の自律性を持つ内閣法制局の存在を前提としていたのではないか。報告ではこの仮説を検証し、あわせて、報告の最後では、

近年の安全保障関連法をめぐる一連の事態がもたらしうる影響にも言及する。

〔参考文献〕佐藤岩夫（2009）「内閣法制局と最高裁判所：2つの違憲審査機関の制度配置と政治システム変動」棚瀬孝雄編『司法の国民的基盤』日本評論社、「〔小特集〕最高裁判所は変わったか」法律時報 2010 年 4 月号。

コメント① 憲法学からのコメント 毛利 透（京都大学）

コメント② 行政法学からのコメント 中川丈久（神戸大学）

紛争解決研究の更なる発展に向けて： 法社会学と法と経済学の競争と協働の可能性

コーディネータ：清水剛（東京大学）

【報告】 飯田 高(東京大学) 森 大輔(熊本大学)
三好祐輔(香川大学) 清水 剛(東京大学)
【コメント】 村松幹二(駒澤大学)

企画趣旨

コミュニティにおける「もめごと」と「裁き」から労働・医療の世界における仲裁・ADR、さらには国家間の紛争解決にいたるまで、紛争の解決は法学における大きな問題でありつづけてきており、法社会学においても中心的なテーマであり続けてきた。

一方で、紛争とその解決については法と経済学的な研究も積み重ねられているものの、法社会学における研究と法と経済学における研究に関して、お互いがどのような関係にあり、それぞれの方法論にどのようなメリットとデメリットがあり、そしてそれぞれの方法論を組み合わせることによって何が生まれるのか、といったことは十分に考えられていないように思われる。

このミニ・シンポジウムでは、法社会学と法と経済学の単なる「対話」にとどまることなく、お互いにどのような形で「競争」しながら「協調」していくことができるのかを考えてみたい。

慰謝料をめぐる紛争——合理性と感情の交錯

飯田 高（東京大学）

経済学的なアプローチを用いると言うと、「当事者はそれほど合理的に行動しているわけではない、だから現実の紛争を十分に説明することはできないのではないか」という疑問が出てくるかもしれない。法と経済学の視点はどこまでを明らかにでき、他にどのような視点が必要となるのだろうか。そして、法社会学・法と経済学は相互にいかなる視座を提供しうるだろうか。

今回の報告では、慰謝料をめぐる紛争(裁判例)を素材として上記の問題を考察することにより、両分野の相違点を踏まえた「協調」ないし「協働」の可能性を探る。慰謝料は精神的苦痛に対する法的評価であるが、慰謝料が絡む事件(離婚、名誉毀損、プライバシー侵害など)では当事者が受けた精神的苦痛をいかに評価・算定するかがしばしば争点となる。

経済分析からは、非財産的損害の賠償である慰謝料についてどのようなことが言えるのか。通常の経済分析で足りない部分は何か。その足りない部分を、法社会学の視点はどう補完しうるのか。できるだけ具体的な事例やデータを交えながら、このような問いを考察することにしたい。

調停案の決定方法等が与える影響——経済学実験を用いた研究

森 大輔（熊本大学）

本報告では、第三者が提示する調停案を決定する方法等が変化した場合に、当事者の行動が変わるのかということを確認する。紛争が起こったとき、当事者はしばしば話し合いをすることで和解をして、紛争を解決しようとする。しかし、当事者だけによる話し合いがうまくいかない場合には、第三者を頼ることになる。第三者を介在させる紛争解決の方法としては、調停や仲裁が挙げられる。調停や仲裁によりうまく紛争が解決できるか否かは、介在する第三者の属人的なスキルや経験も大きい。調停・仲裁案の決定方法等の「仕組み」の影響も関係する可能性がある。属人的なスキルや経験の改善のためには教育などの長い目で見た取り組みが必要になるが、仕組みについてはもしそれが関係するとすれば、それをより良いように設計することが紛争解決の促進に有効でありうる。そうした仕組みの実証的な研究の方法として経済学実験を用いる。このような方法を用いるのは、通常の観察的な方法では、介在する第三者の属人的な要素、環境・背景的な要素（その場の雰囲気、第三者による罰則、当事者による将来の報復の可能性など）が絡んできてしまい、本当に決定方法等の「仕組み」の部分の影響によるものであるか判断するのが難しいからである。研究の対象となっている部分以外を人為的にコントロールすることでこうした問題に対処しようとするのが、経済学実験である。

司法制度改革の結果が民事訴訟に与える影響

三好 祐輔（香川大学）

司法制度改革による急激な弁護士数の増加や弁護士報酬の改定が訴訟にもたらした影響は、民事訴訟の件数の増加や弁護士利用率の増加につながっていると言われている。訴訟制度の存在意義とは、訴訟による紛争解決の途を開き、司法救済が与えられていなかった部分に手を差し伸べ、司法の本来的意義を回復することにある。紛争当事者にとって解決手段の選択肢が増えることは望ましい。さらに、国民に対し、法的権利または義務の意識を促すという効果を期待できる。しかし、日本の民事訴訟制度が有効に機能しているかどうかに関する研究は、理論、実証の両面において十分に研究されているとは言い難い。

統計資料をみる限り、弁護士の数は司法制度改革が進められて以降格段に増加傾向にあるなか、簡易裁判では明確な増加傾向にある。しかし、地方裁判では増加傾向があるようには見えない。つまり、弁護士の数を増加させても、地方裁判所で扱われる訴訟件数は増加しておらず、地方裁判レベルでの訴訟サービスを有効利用できていないわけではない。仮に、依頼主利益のために訴訟遂行を行うインセンティブを弁護士が十分に持っていないことが証明されれば、訴訟制度を政策的に活用する必要性が著しく減衰することが予想される。また、法曹人口拡大政策により、弁護士の収入が減少することが予想されるのであれば、紛争のないところに紛争を掘り起こすことになるため、訴訟件数を増加させる傾向が「望ましい」訴訟拡大を導いているかどうかについても慎重に扱う必要がある。

仲裁合意の機能——法と経済学的分析

清水 剛（東京大学）

本報告の目的は、人々がどのような場合に仲裁に付託することに合意し、その結果として何が起るのかが、その過程に何か問題があるとすればそれにどのように対応すればよいのかを、簡単なゲーム理論を用いたモデル分析に基づいて検討しようとするものである。

ある人々が紛争を仲裁によって解決しようとする場合には、紛争が発生する前あるいは発生後にその紛争を仲裁に付託するという合意（仲裁合意）が必要になる。しかし、もし裁判を利用する場合と比較して、仲裁の利用が片方の当事者にとって不利であるとするならば、その当事者は仲裁に合意しようとはしないだろう。ゆえに、仲裁付託に紛争発生前に合意するのは、基本的には将来起こりうる紛争の解決において、裁判ではなく仲裁を利用することが両方の当事者にとって有利である場合に限られるだろう。

それでは、裁判と比較した場合に、仲裁は当事者にとってどのような結果をもたらすのだろうか？ 本報告ではこの点につき、裁判と仲裁の過程をモデル化し、それを比較することで答えようとする。もちろん、この結果は仲裁廷が持つ特徴によって変わるだろうが、それではどのような特徴を持つ仲裁廷がどのような結果を生み出すのだろうか？

このような点を検討する結果として、本稿では、仲裁への付託が原告にとって必ずしも良い結果を生むとは限らないのに対し、被告側は仲裁付託によって利益を受けることが多いこと、とりわけ仲裁廷が被告に近い立場を取り、あるいは仲裁費用が高い場合には原告側にとって不利に働くこと等を示す。また、この結果を踏まえて、消費者に関する紛争や労働紛争に関する仲裁法の附則 3 条、4 条の意味についても検討する。

コメント

村松 幹二（駒澤大学）

各報告に対して、主に経済学の立場からコメントを行う。

裁判員のためのフォーカスグループインタビューの効果の検討

荒川歩(武蔵野美術大学)・菅原郁夫(早稲田大学)

本研究では、正当防衛の成否を巡る架空の事案を題材に、フォーカスグループインタビュー（以下 FGI）に基づく弁論が裁判員の印象や理解に与える影響を検討した。

弁論作成 法科大学院生 1 名が、まずは、事案のみに基づいて弁論（FGI なし）を構成した後、当該事案に関する FGI を行った結果(荒川・菅原 2015 法と心理学会)を読んだうえで弁論（FGI あり）を再構成した。

弁論効果の検討 大学生 31 名（女性 26 名男性 5 名：19～25 歳）に、事案と検察官の主張を A4 で 2 枚程度にまとめたものに加えて「弁論作成」で作成した弁論のいずれか一方を提示し、有罪無罪判断や評議の中でそれを自分が主張する程度（7 件法）、弁論の中で分からなかった点や心を動かされた点などを回答するよう求めた。その結果、有罪判断者の割合は FGI 情報あり群（46.7%）、FGI 情報なし群（60.0%）で統計的な有意差はなかったが、評議でどれくらい自分の意見を主張するか（ $F(1, 29)=6.962, p<.05$ ）、弁論の中でよく分からなかった箇所の個数（ $F(1, 29)=3.724, p<.10$ ）、心を動かされた箇所の文字数（ $F(1, 29)=3.453, p<.10$ ）、評議の中で言及しようとする箇所の文字数（ $F(1, 29)=3.534, p<.10$ ）では有意差または有意傾向が認められた。これらのことから、フォーカスグループインタビューの知見は裁判員にむけた弁論の作成に少なくとも一定程度の効果があると考えられる。

女性の近代的主体化をめぐるフェミニズムの葛藤と挑戦 —マリアンネ・ヴェーバーの家族法批判と市民的家族像の検討から—

内藤葉子（関西大学）

報告者の研究関心は、女性の近代的主体化をめぐり、20 世紀前半のドイツ・フェミニズムがリベラリズムからどのような影響を受け、またそれと格闘したのかをマリアンネ・ヴェーバー（Marianne Weber, 1870-1954）を中心に追究することにある。この観点から本報告では、第一に、当時のドイツ民法典家族法に内在する家父長制的支配構造への批判を展開した『法発展における妻と母』（1907）を中心に、父・夫への従属や子どもへのケアという女性の〈歴史的負荷〉について彼女がどう論じたかを分析する。とくに結婚制度批判、離婚問題、婚外子問題を扱った第 6 章を中心に探究する。第二に、この著作をめぐる書評や論争から彼女の見解に対する男性知識人からの評価、また女性運動内部での評価を分析する。第三に、彼女の学問的業績に対する現代的観点からの評価についても検討の射程に入れる。

以上の検討を踏まえ、家族法・家族・市民社会との関係、家族像から「逸脱」する婚姻外の母子に対する法的扱いをめぐって、ヴェーバーの思想的立場を第二帝政期ドイツにおける女性問題の文脈に位置づける。これらの作業を経て、彼女の見解がリベラリズムからどの程度影響を受け、あるいはそれを批判するものでありえたのかについて考察する。

【参考文献】 Bärbel Meurer, *Marianne Weber: Leben und Werk*, J.C.B.Mohr, 2010.

日本国憲法 9 条の「平和主義」と日本法の「アイデンティティ法原理」

ー千葉正士の「アイデンティティ法原理」を再考するー

河村 有教（海上保安大学校）

報告者は、これまで、現代自然法論に関心を寄せつつ、また、人類学的思考を学びつつ、アジア諸国の《法》の研究を進めてきた。とりわけ、中国刑事訴訟法を軸に、中国刑事訴訟法に流れる中国的（流）の法原理の探求と中国刑事訴訟法は善（良）法か悪法かという問いについて研究を進めている。自ら慣れ親しんだ知識や価値観で中国の刑事司法を観察することによって見過ごされてしまう点について十分に留意しながら、千葉正士博士が説いた主体的視座から非西欧法を観察することを重んじている。

拙稿「グローバル化のアジア法再考ー『アイデンティティ法原理』の再定位に向けて」角田猛之＝ヴェルナー・メンスキー＝森正美＝石田慎一郎編『法文化論の展開ー法主体のダイナミクス（千葉正士先生追悼）』（信山社、2015 年）において、アジア法（非西欧法）研究においては、千葉理論における非西欧法における「アイデンティティ法原理」の探求こそが重要で、「アイデンティティ法原理」の探求は、「良法」ないし「善法」と「悪法」を論ずる視座の偏りを自らが認識することにあると述べた（133 頁）。

非西欧法における「アイデンティティ原理」の中には、西欧法に内在する価値である「自由、民主主義、基本的人権の保障」等と同等のあるいはそれに匹敵するような価値を有する原理があるのではないか。

本報告は、日本国憲法第 9 条 I 項の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」の内在的価値である「平和主義」を日本法の「アイデンティティ法原理」とした上で、今日の国際政治（国際関係）下での状況的要請のもとに成立した「安保法制（安全保障関連法）」が「平和主義」という日本法の「アイデンティティ法原理」を蝕むものではないかという疑問のもとで、悪法問題、すなわち悪法の判断基準についての試論を展開した上で、「安保法制（安全保障関連法）」が悪法か否かについて考察を試みようとするもの（試論）である。

【関連論文】

河村有教「グローバル化のアジア法再考ー『アイデンティティ法原理』の再定位に向けて」

角田猛之＝ヴェルナー・メンスキー＝森正美＝石田慎一郎編『法文化論の展開ー法主体のダイナミクス（千葉正士先生追悼）』（信山社、2015 年）

国際社会における法現象の社会学的分析——責任の分化——

安藤泰子（青山学院大学）

本報告は、今日、汎く国際社会に顕現される法現象——国際社会全体の共通利益の保護を目的とする法秩序の形成——に関し、「責任の分化」が明らかになりつつあることを目的とする。

2003年にローマで国際刑事裁判所設立条約（以下、「ローマ規程」と略称）が採択され、重大な国際犯罪を犯した個人について刑罰権を行使するという新たな法の枠組みが策定された。この法の枠組みについては、原始性を残す国際社会において伝統的国家主権論を前提とする合意原則が採られており、水平的効果を及ぼす合意原則のうえに個人責任論が展開されている。

他方で、合意原則を前提とする水平的効果の中に求められた刑罰権の行使を伴う垂直的効果については、これが一般に「構造的矛盾」を抱えるものと指摘されるものの、未だ法理論の解決には至っていない。これは、国際社会においては公法的秩序が認識されつつあるものの、ローマ規程の、他の一般国際法における位置づけが必ずしも明らかになってはいないことから発生する問題とも考えられる。

国際社会は、次第に地球資源の限界を認識し、環境保全・人口問題・紛争・難民保護ほかについて喫緊の解決を迫られている。そのような中、本報告は伝統的国际法と、個人の刑事責任を問う国際刑法との関係について、法社会学的な観点からこれを検討し、国際公秩序の維持について、伝統的責任論をこえる新たな基礎理論が求められることを指摘する。

企画関連ミニシンポジウム I

《法》を見るための《理論》

コーディネータ：企画委員会

司会：福井康太（大阪大学）

企画趣旨

企画委員会

法社会学という学問は、《法》をどのように見てきたのか／見ているのか／見るべきなのかを自覚的かつ反省的に問い直すことを主題とした本年度学術大会の企画の一環として、本企画関連ミニシンポジウムにおいては、《法》を見るための理論を検討の俎上に載せる。

法社会学者によってしばしば参照され、多くの法社会学的研究にその拠って立つ基盤や前提を提供してきた碩学の理論を改めて振り返り、その本質がどのようなものであり、どのような含意を有しているのかを吟味するとともに、法社会学という学問が、それらの理論を最大限に活かしていくためには、あるいは批判的に乗り越えていくためには、何が求められるのかを検討することが、本企画関連ミニシンポジウムの目的である。

ヴェーバーと法を「掻い潜る」者——有価証券論を事例として

恒木健太郎（専修大学）

マックス・ヴェーバーの近代法秩序理解をめぐっては、(1) 近代法秩序を「プロテスタントの倫理と資本主義の精神」でみられた訳語を借りれば「鉄の檻」として理解するものと、(2) 近代法において徹底されてきたとされる形式的合理化のなかに動態性ないし柔軟性を見出す議論がある。筆者がここで注目したいのは、法を破る者をヴェーバーがどう位置づけたか、という点にある。

ヴェーバーの「理解社会学の諸カテゴリー」は彼の《法社会学》を理解する基礎としても重要である。そこにおいて彼は、法を「掻い潜る (umgehen)」者であっても結局は法秩序の内部に留まらざるを得ず、たとえ法秩序の改変や破壊を企んだとしてもこの人びとは法秩序の内部に回収されてしまう、と考えていた。

こうした考えにのっとれば、法秩序はそもそもから自立化した「鉄の檻」であるかのようにみえる。しかし、実際には法を「掻い潜る」者たちによって秩序が改変されていった過程はないのだろうか。この点で重大な論点を提示したのが、当時のヴェーバーの論争相手であったヴェルナー・ゾンバルトの無記名証券起源論である。本報告はその内容を手掛かりに、法社会学が法を「掻い潜る」者をどのように捉えうるのか、という問題について学史の立場から論点を提供したい。

市民社会の描出とニクラス・ルーマンの概念枠組

長谷川貴陽史（首都大学東京）

本報告は、今日の市民社会のありようを描出するにあたり、ルーマンが十分に掘り下げていないと思われるいくつかの論点を剔出し、検討する。

(1) 制度化とフィクション：制度化とは、予期構造の社会的次元における一般化を指す。制度化は一種のフィクションであり、フィクションは市民社会の成立において重要な役割を担う。しかし、ルーマンはフィクションの複雑な機制を正面から説明していない。

(2) オートポイエーシスと行為実践：オートポイエーシスは、自由かつ盲目的な生命の作動モデルとして提示された。市民社会もまた、自由に動き回る諸主体の行為実践によって構成されうる。しかし、ルーマンはシステムの機能に照準し、観察者の視点からオートポイエーシスを俯瞰的に記述しており、行為実践の孕む動態性を内部から記述していない。

(3) 非理性と身体：排除とは人が人格として顧慮されないことを指す。複数の機能システムから排除された人は身体だけの存在となるが、ルーマンは排除の機序や再包摂の方途を検討していない。かれのコミュニケーションの定義も非理性や身体を顧慮していない。だが、市民社会は非理性的主体を内部に抱える。身体はコミュニケーションの媒体でもある。

フーコーが《排除した法》のあとに フーコーの視座から《法》をどう位置づけるか

林田幸広（九州国際大学）

いまさらいうまでもなく、フーコー（Foucault, Michel : 1926－1984）は、それまでの権力概念や主体のとらえ方を変容・拡大させ、人文・社会諸科学に少なからぬ影響を与えた。こと権力についていえば、生殺与奪の権を握る主権国家が個人を服従させていくといったようなマクロな否の力ではなく、個々人の関係性を基点とした動態的で可逆的な力関係としてその概念を定位させたことは有名である。しかしここには、いわゆる「法の排除」があるとされる。つまりフーコーは、権力をただちに法の強制力や主権と結びつけて概念化することを忌避し、その上で——大胆に言えば法を正面から論じることなく——論を展開したというのである。

その一方で、法社会学におけるフーコー受容は「自明」といってもよいのではないか。意識的かどうかはさておき、米批判法学をはじめとして、さまざまな次元の法言説を分析する枠組には、どこか「フーコー的」な視座——たとえば、不確定・偶発・拮抗・揺らぎ——が基調にあるように思われる。また、ちょうど20年前に和田仁孝がフーコーを参照してあらわした「解釈法社会学」に登場する「密猟主体」の実践のように、法言説に規律されつつそれを解釈し組み替えてゆく過程を記述する（和田仁孝『法社会学の解体と再生』弘文堂 1996年）手法は、法社会学のひとつの視覚として定着しているといえる。

これらは、フーコーが《法を排除》した上で構築した視座を法領域に持ち込み法批判をおこなう作業といえる。が、果たしてそこに——法批判ではなく——《法》をみることはできるのだろうか。できるとしたらなぜか。《法》を自覚的に見ることが目的でもある本企画にあって、報告では、フーコー自身のテキストから法理論を析出する試みも参照し、フーコーの視座からの《法》とは何かを考えてみたい。

Roberto Unger における法社会理論

吾妻 聡（岡山大学）

本報告は、1980 年代アメリカにおいて批判法学運動を主導した Roberto Unger の法社会理論——〈法〉および〈法学〉とは何かについての Unger の視角——が法社会学に与える示唆について論じる。リアリズム法学・批判法学の代名詞の 1 つと言える“法の不確定性テーゼ”は、Unger においては初発から、“法制度構造の不確定性テーゼ”として観念されていた。実際、Unger 流批判法学のマニフェストである『批判法学運動』（1983：1986）は、こうした制度の不確定性という視角から、“批判法学批判”もしくは“批判法学制度論派”の書として書かれたものであった。

批判法学の最も影響力をもった方法論的態度である“法の内在的批判”と結び合わされた“法制度構造の不確定性”理論は、〈法 vs. 社会〉〈法 vs. 文化〉・・・〈法 vs. 非-法〉といった、法の〈外部〉に法を批判（ないしは説明、あるいは擁護）するためのモーメントを探求しようとする法社会学に馴染み深い理論枠組ではなく、法素材の〈内部〉に既存の法を批判し乗り越えるためのモーメントを探求したうえで、これを制度構想の端緒とするという理論的視角を提案する。その意味で、Unger の“制度構想の法学”は、法社会学とは異なる——というよりも、これを批判的に乗り越えるための——，“法の内在的批判”を正当に受けとめた方法論的態度の提案であると同時に、既存の法の内部に生起する新しい法の可能性——いわば“生きつつある法”——を探求するという、法社会学の中心課題である“生ける法研究”のもう 1 つのあり方の提案である、と再構成することができるようと思われる。

コメント

高橋裕（神戸大学）

5 月 29 日（日） 9:00～12:00

- ・ ミニシンポジウム⑤

「利用者からみた日本の ADR :

弁護士会系 ADR の利用者調査結果から」

- ・ ミニシンポジウム⑥

「事前規制と事後救済の多様化と交錯 :

医療専門分野における現状と課題」

- ・ ミニシンポジウム⑦

「法整備 「教育」 支援の現状と問題点」

- ・ 個別報告分科会③

- ・ 企画関連ミニシンポジウムⅡ

「《法》を見るための《方法》」

利用者からみた日本のADR

——弁護士会系ADRの利用者調査結果から

コーディネータ：太田勝造（東京大学）

企画趣旨

本ミニ・シンポジウムは、報告者らが主要な弁護士会 ADR センター及び日弁連交通事故相談センターの利用者に対して 2014 年 10 月から 2016 年 1 月まで実施した質問票調査の結果を紹介するとともに、その意義についての分析を試みるものである。

ADR の利用者がどのような経緯で ADR を利用するに至り、その手続に何を期待し、その手続経験をどのように評価しているのかについては、従来、個別の ADR 機関によるアンケート調査は存在したものの、機関横断的な利用者調査は存在してこなかった。本ミニ・シンポジウムの基礎となる調査は、その初めての試みとしての意義を有するものである。同調査の質問票においては、従来の各機関のアンケート調査や訴訟手続等の利用者調査における質問項目を踏まえ、①当該 ADR 手続利用までの経緯、②手続への期待及び手続利用に際しての懸念、③手続過程及び手続担当者に対する評価、④手続結果に対する評価等に関する設問を設けており、これにより、ADR 手続利用の実態及びそれに対する利用者の評価を分析するためのデータが得られることが期待される。

本調査については、2015 年度大会においても「ADR 利用者調査第一次報告」としてミニシンポを実施したが、2015 年 5 月の段階では、なお調査が続行中であつたため、同ミニシンポにおける報告は、当事者回収が終了していた 305 件のデータを基礎とするものであつた。本調査における質問票の配布は、2016 年 1 月末までで終了したため、本ミニ・シンポジウムにより、調査結果の全貌を明らかにすることができるものと考えている。

第 1 報告 弁護士会系 ADR 利用者調査の概要について

太田勝造（東京大学）

第一報告者として、本研究プロジェクトの概要と進捗状況を報告する。

本研究は ADR 機関およびその利用者に対する経験的調査・研究を実施するものである。とりわけ、ADR 利用者によるアクセス、手続き評価、結果評価などを明らかとし、もって ADR の利用向上と手続き・制度の改善へ向けての実効的な政策提言を行うこと、を目的とする。

具体的には、(1) ADR の各機関への聞き取り調査・情報蒐集、(2) ADR の利用者に対する質問票調査（質問紙の ADR 機関を通じての配布と郵送による回収）、および(3) 各種相談・苦情処理手続の利用者に対する質問票調査（ネット利用）である。(1)については各種の期間を訪問して予め配布した調査票に基づいて質問をし、関連資料を蒐集した。(2)については、弁護士会の運営す

るADRセンターを中心としてADR機関のご協力を得て、利用者調査を実施した。(3)についてはインターネット利用による民事訴訟利用者、民事調停利用者、および各種ADR利用者をスクリーニングによって選び出す手法で実施した。なお、それと並行して一般市民への内容が対応するネット調査も実施した。

本報告では、これら本研究のリサーチ・デザインと単純集計の概要を説明する。質問票の設計等についても簡単に触れる。

第2報告 手続の認知と利用への経緯

垣内秀介（東京大学）

本報告においては、本調査における質問項目中、手続利用に至る経緯に関する設問への回答に着目しつつ、ADRの利用者がいかにして当該ADR手続の存在を認知し、いかなる経緯で手続利用に至っているのかについての分析を試みる。具体的には、一般に、紛争当事者がADRの利用に至るにあたっては、当事者からの相談を受けた相談機関や弁護士その他の専門家が重要な役割を果たすことが推測されるが、本調査の結果からそうした役割がどの程度裏付けられるかが、1つの焦点となる。また、本調査と並行して実施したウェブ調査をも参照しつつ、調査対象となったADR機関の利用者に一定の特色が認められるかどうか、認められるとすればそれはどのようなものであるかについても、考察を試みることにしたい。

第3報告 ADR手続の現実—事件類型の違いがもたらす影響

入江秀晃（九州大学）

本報告では、解決手続への期待・評価がどのような構造を持つのかについて、主として紛争解決の内容種別による分析を行う。具体的には、交通事故以外の類型としての、医療紛争、建物賃貸借紛争等それぞれの分野における当事者ニーズを探る。また、自由回答テキストも分析対象とする。実際のADR手続に対してどのような形で満足、あるいは、不満足となっているのかを事実に基づいてどの程度までのことが言えるのかを明らかにし、その上で、手続実施者向けの教育や、手続設計のあり方を考える上での基礎的検討としたい。

第4報告 真実と平和：当事者のADRに対する期待と評価

前田智彦（名城大学）

民事・刑事を問わず、裁判報道では「真実が知りたい」という語りがしばしば現れる。ADR利用者においても、これに類する声は強く、本調査の2014年度段階の中間集計で「手続を通じて、事実関係をはっきりさせること」を弁護士会系ADRに期待した当事者が7割に達した。

このような事実の解明に対する期待は、「過去に何があったかよりも、将来に向けて何ができるか」を当事者間の対話により見出そうとする交渉・調停のモデル・技法と対立しうるものである。本報告では、2年度にわたる調査の全データを用いて(1)当事者のいう「真実」（事実の解明）の意味合いを明らかにし、(2)事実の解明に対する期待が、当事者間の「平和」（関係修復、和解の成立）や対話促進型調停の阻害要因になるのかを検討する。

第5報告 ADR利用者の満足の規定因

石田京子（早稲田大学）

本報告では、ADRの利用者がどのような要因をもって、ADRの利用に「満足した」と考えるのか、調査票の関連する項目の分析から検討する。2011年に実施された民事訴訟利用者調査では、司法、法、裁判官に対する「信頼」が満足度に影響を与えることや、制度に対する満足度が多元的な要因によって構成されることが確認されている。今回のADR調査からは、手続担当者、手続の結果、手続全体のいずれの項目についても、6割を超える回答者が満足であったと回答している。利用者のこのような評価は、果たしてどのような要因に基づいているのか。その構造を分析することから、より利用者に満足される紛争解決制度とはどのようなものであるのか、今後ADRの利用を促進するための施策の検討に資しうる基礎的検討を行ないたいと考える。

第6報告 手続に対する公正感の要因と効果

今在慶一朗（北海道教育大学）

これまで、民事訴訟等の研究を通じて、紛争解決手続きが当事者の合意を得る上で重要な要素となりうることは繰り返し確認されてきた。ADRは訴訟手続のように一律に定められたプロセスを経て結果を導くものではないが、やはりその性質の違いは当事者の態度に大きな影響を与えと考えられる。本報告では、調査で得られた手続関連の項目に焦点をあて、当事者の結果に対する態度を規定する要因について探索的な分析を行う。また、そうした要因の影響力が当事者の属性（個人／法人、申し立てた側／申し立てられた側、弁護士等の補助がいた場合／いない場合など）によって変化する様子についても検討を行う。

。

事前規制と事後救済の多様化と交錯

—医療専門分野における現状と課題—

企画・コーディネータ：渡辺千原（立命館大学）

企画趣旨

司法制度改革でうたわれた「事前規制から事後救済へ」という秩序変換が日本社会でどれほど実現してきたのだろうか。本ミニシンポジウムは、こうした大きな問題意識を背景に、医療分野での実情に焦点を当てる。この15年で、医療に関わる領域での訴訟利用や、訴訟内での裁定規範の形成の在り方に変化が生じ、医療事故調査制度や医療ADRの設立など制度的な変革も進められているほか、先端技術の開発や社会的関心の高まりに応じて、専門家の自律に任されていた領域での規制のあり方にも変化が見られる。本ミニシンポジウムでは、次の3つの具体的な動向に焦点を当て、専門自律領域とされてきた医療分野での規制の在り方を、事前規制と事後救済の交錯という視点で整理し、新たな問題の付置状況を確認し、今後検討すべき課題をあぶり出した。

報告① 韓国における医事紛争解決システムの構築と専門知の役割

—公正さの担保と鑑定の意義—

李庸吉（龍谷大学非常勤講師）

医療紛争をめぐる問題は、国を問わず大きな社会的関心事の1つとなっており、目の離せない動的領域を形成しているといえる。それは韓国においても同様で、様々な問題点が浮上し、深刻な社会問題となっていたが、そのような状況に立法的解決を与えるための長年の努力が結実し、医療被害救済のための新たな制度が2012年よりスタートしている。

これは、2011年3月11日、韓国の国会本会議で無過失医療補償の内容を盛り込んだ医療紛争解決のための法案が議決され、大統領の承認を経て同年4月7日、「医療事故被害救済及び医療紛争調停等に関する法律」として公布、そして1年後の2012年4月8日より施行されたことによる。

韓国で医療紛争が本格的な社会問題として浮上しだしたのは、1980年代以降である。それは数の上での増加のみならず、紛争が起こると被害者としての患者側は法的アプローチよりも座り込みや狼藉、業務妨害等、非合法的な手段により目的を達成しようとする行動も多く見られた。また、近年においては医療訴訟も急増傾向を示すようになり、紛争の様相が多様化、長期化していることも問題視されていた。そこで事故被害者には迅速な被害救済と共に医療者側には安定的な診療環境の確保を目的として立法的な解決を図ろうというのが新制度の導入趣旨である。

この制度の核心となるのは、新たに設立された医療ADR機関である「韓国医療紛争調停仲裁院」（以下、「医療仲裁院」）である。大きな特徴は、1つの機関の中に医療事故の鑑定を行う鑑

定部とその鑑定結果に基づき調停を行う調停部の双方を有していることである。また、当機関の鑑定部による鑑定は医療鑑定のみならず、法的判断である因果関係の判断にまで及ぶもので、世界に類を見ないユニークなものとなっている。さらに、最長でも120日以内に事故調査と調停を行い紛争の解決を図るといった点も注目に値する。

本報告では、この医療仲裁院の導入過程と、手続き概要、運用実態を紹介しつつ、こうした独自の鑑定手続きを有する医療仲裁院が、迅速な紛争解決をはかるだけでなく、解決の公正性、ひいては医療安全や紛争予防にも資する可能性について検討を行う。

【参考文献】李庸吉「韓国における新たな医療紛争解決制度」公益・一般法人852号（2013）36-48頁

報告② 診療ガイドラインの策定と裁判規範の形成

平野哲郎（立命館大学法学部）

現在、日本医療機能評価機構が運営するサイトに登録・公開されている診療ガイドラインは150以上に及ぶ。その作成目的は、標準的と考えられる医療行為をエビデンスに基づいて記述し、当該医療に携わる関係者に周知することであり、医療者による医療行為の自主的な事前規制ともいえる。

ところが、近年、医療訴訟でガイドラインがある分野の診療行為が問題になった場合は、ガイドラインが医療水準を判断するための証拠として提出されるようになっている。それは、診療ガイドラインが、最先端の医学水準を示したり、医療慣行を取りまとめたりしたものではなく、「臨床医学の実践における医療水準」（最高裁平成7年5月30日判決）の判断資料として極めて有用だからである。

医療プロフェッションにとっての事前的な行為規範である診療ガイドラインが、法律プロフェッションにとっては事後的な評価規範として機能するようになっているのである。ガイドラインが司法の場面で利用される現象が生じるのは証拠制限がない日本の民事訴訟においては不可避であるが、このような診療ガイドラインの「目的外使用」に対しては医療者から強い反発がある。

医療事故・紛争を脱訴訟化させる動きとして、産科医療補償制度、医療事故調査制度、医療ADRなどがある。これらによる原因究明、再発防止、損失補償、円満な紛争解決などの効果は積極的に評価すべきであるが、医療訴訟の規範形成という役割を完全に否定することはできない。

さらにガイドラインがない場面でも、個別事例の事後救済として下された裁判規範が、その後の医療一般について事前規制として働いたり、ガイドラインの形成を促したりする場面がある。

このように診療ガイドラインの策定と裁判規範の形成は相互作用的に機能しつつ、発展してきている。医療と司法が互いの聖域を主張して、どちら優位に立つかというような不毛な論争に陥ったり、感情的に排除したりするのではなく、互いのプロフェッショナリズムに対する敬意を払いつつ、客観的な第三者からの視点として互いの規範を受け入れ、柔軟に変化を続けることが有益である。

【参考文献】平野哲郎「医学上の診断基準（診療ガイドライン）と因果関係判断・既判力の関係—脳脊髄液減少症を素材として」法律時報84巻6号（2012年）82頁。

報告③ 医療(行為)の法規制 ―再生医療法制を通じた検討―

一家綱邦（国立精神・神経医療研究センター）

近年の基礎研究の成果が目覚ましく、将来の臨床研究の実施及び臨床応用への発展が期待される再生医療分野では、3つの法律「再生医療推進法」「再生医療安全性確保法（以下、再安法）」「医薬品医療機器等法」が2013年に成立し、実務的に重要な後2法が2014年に施行された。当該の医療一般及び個々の医療行為の法規制について考察する本報告は、再安法の内容、制定の背景（及び効果）に着目する。

従来、医師が患者に医療的介入を行う場合に、安全性と有効性が保証された「治療」と、安全性と有効性を確証するために患者を被験者として用いる「臨床研究」は、理念的には別物であり、それらに対する規制も別様である。個々の治療行為に対する従来の法規制は、民事・刑事の医療過誤訴訟と免許の行政処分という「事後規制」が基本である。他方、複数の被験者に同一の研究計画を適用する臨床研究に対しては、行政府が発出する倫理指針が適用され、指針に適合した科学的・倫理的に妥当な研究計画であることを第三者的立場の研究倫理審査委員会が研究実施前に審査する「事前規制」を採用する。こうした「治療に対する法的事後規制、臨床研究に対する倫理的・事前規制」という対応関係には一定の合理性があり、他の医療分野ではその枠組みが継続しているが、その従来の対応関係を再安法は曖昧にし、法に基づく事前規制による枠組みを中心に再生医療の発展を目指すものである。

そのような新規な手段をとる再安法の目的は、再生医療の安全性の確保と生命倫理への配慮に関する措置等をとることによる、再生医療の迅速かつ安全な提供と普及の促進である（法1条）。同法制定の背景には、①健康医療・戦略推進法が象徴する医学研究の産業化に向けた臨床研究体制整備の必要性、②自由診療クリニックが行う医学的妥当性の疑わしい再生医療における事件や事故に対する危機感、③被規制者である再生医療関係者が①②への対応策として専門職・学術研究者の自己規律以上の法制化を望んだことがあった。医療の規制として新規且つ特異的な再安法を中心とする再生医療法制は、医療提供者と医療活動に対する法をめぐる問題の縮図であり、治療と医学研究、専門職としての医師と医学研究者、患者と被験者、規範としての法と倫理、事前規制と事後規制…これらの医療と法をめぐる伝統的な問題を考察するために適した題材である。

【参考文献】日本医事法学会編「シンポジウム／再生医療の規制はどうあるべきか」年報医事法学 30号（2015年）109頁以下（一家はシンポジスト兼企画担当者）

法整備「教育」支援の現状と問題点

コーディネータ：久保山力也（大分高専）

篠田陽一郎（JICA、弁護士）

杉田昌弘（名古屋大学）

村瀬健太（弁護士）

山本哲史（名古屋大学）

ディスカッサント 松尾弘（慶応義塾大学）

コーディネータ 久保山力也（大分高専）

1 目的と観点

法整備支援は比較的新しい領域として認識されているが、なかでも法学教育に特化した支援、本ミニ・シンポでいう法整備「教育」支援については、十分に議論されているとはいえない。法整備支援には複合的な戦略、方法論が絡み合っており、教育問題は人材育成支援の範疇にあると見られる。ここには、単に現地で教育サービスを提供するのみならず、学校等への留学や労働インターンも含まれる。本ミニ・シンポは、法整備支援活動が広範囲に展開されている現状を認識しつつも、対象を法整備「教育」支援に限定するものであるが、特にこれを「主として海外において（外国の）教育機関等が展開する法（学）教育活動全般」と定義し、議論したいと考えている。

法整備活動が多岐に及んでいるということを踏まえ、なおそのうちの一つの様式に過ぎない法整備「教育」支援のみを切り取って議論が可能か、あるいはそこにいかなる意味があるのかについてはさらなる説明が必要であろう。本ミニ・シンポは、法整備「教育」支援に独自の価値観と戦略定立の必要性を強く認識しており、研究の価値についてもとみにみとめるところである。法学の一領域として法学教育ないし法教育がはっきりと認識されるようになって、まだいくばくも経過していない。これまで「内向き」の学問領域であった法学は徐々に周辺領域をとりこみ、「新領域法学」なる分野が明らかにされている。他方、法学を取り巻く環境はまた別の意味で拡大しており、いまや法学教育は教育の質や学位の価値などが商品化され、競争の時代にあるともみえる。本ミニ・シンポでは、海外法整備「教育」支援の最前線を経験した若手法学者・法律家がそれぞれの国の経験を踏まえ、ざっくばらんに議論することを通じ、法整備「教育」支援自体をイシュー化し、実態面、研究面の発展に寄与していきたいと考えている。

2 方法

国別に報告者による実態報告を行い、その後ディスカッサントによるコメントならびに応答を踏まえ、フロアとの意見交換へと進みたい。

【ウズベキスタン：久保山】

ウズベキスタンは、ソ連からの独立以降後 25 年目に突入しているが、教育制度、司法制度の多くはソ連時代から引き継いだものが長らく支配的であった。法学教育についても 2013 年になってやっと大きな改革がなされた。ただし、枠組みとしてはエリート教育が維持されており、2013

年改革もこれにそっている。海外法整備「教育」支援については、EU が積極的であり、ほかロシアや韓国、中国も関心を持っている。大学等の正規カリキュラムに組み込まれる場合、高等教育省の厳しいチェックが入るものの、その他については比較的寛容である。法学に限ったことではないが、支配者層の維持に高等教育が積極活用されている反面、公の議論においては教育の底上げと機会均等が当然の徳目として掲げられており、開発独裁モデルが継続して既定路線となるか、より民主主義的社会構築が可能となるか、法整備「支援」教育のあり様は今後ウズベキスタン社会の方向性に一定の範囲内で影響を与えることになると思う。

【モンゴル：村瀬・山本】

1990 年に始まる民主化・市場経済化の一連の流れのなか、モンゴルでは、憲法に規定される統治機構については無論のこと、国民に固有の価値をめぐり象徴的には土地の所有に関して国の進路を問う議論が活発となるなど、法整備の前提となる国民の意思の所在の不明確な状況が続いている。グローバリゼーションの影響を帯びた、こうした状況に係る一部の政治・経済エリートと国際機関などの接近や反目もあれば、他方では、国際協力プロジェクトの実施を通じた、要請主義的な「現場発」の法整備支援が曖昧ではあれ一定の指向生やそれに対する批判の構成を収斂しつつあるのに対し、法曹養成のような人材育成事業にはカオス的な要素が依然として潜んでいる。それは草創期特有の試行錯誤ゆえの沈黙を経て、誰のための教育であるかにつき、徐々にその根源的な疑問を顕にしつつある。

本報告では、日本国の財政支援を得た名古屋大学の協力の下、2016 年 9 月に設立 10 周年を迎えるモンゴル国立大学内日本法教育研究センターの活動経験を材料に、日本の法学研究科において 2 年間の修士課程教育を受けるための留学を目指す学生たちへの目線を軸に、法学教育のあり方について検討する。法学能力獲得の技術的な方法論と共に、その人材選定や修了生の将来像、個人から国家レベルのアカウンタビリティについての試論も交える。

【ベトナム：杉田】

ベトナムの法律が近代化したステージは 2 つあるといわれている。第 1 のステージは 19 世紀に起こった、フランスの植民地支配の時代であり、第 2 のステージは、1980 年代後半に始まるドイモイ政策が採用され、市場経済及び対外開放を政策として採用する中で、法の近代化が必要になった時代である。この第 2 のステージでは、日本の JICA のほか、スウェーデンの Sida のような西洋の援助機関もベトナムでの法整備に関与した。特に、法整備「教育」支援というコンテキストでは、現地の司法機関及び法学教育に関わる特に若い世代の人材に対する西欧諸国の法学教育の必要生が強調され、スウェーデン、フランス、日本などが研修生を受け入れ、留学生の受け入れ制度を新たに設けた。

現在のベトナムに対する法整備支援は、このような、第 2 ステージ、すなわち、社会主義政策の再考と、市場経済化の呼応した法整備のコンテキストの中で行われているものと理解すべきである。そして、この点において、論者は検討すべき課題の原因があるのではないかと考えている。論者は、日頃、ベトナムの法学教育において不足していると感じるものとして、条文を離れた制度理解、立法趣旨への理解、条文の背景に存在する法理論への理解があると考えている。現在のベトナムは、市場経済化という目的に照らして、合目的的に破産法などの各法を整備しているが、民主集中性という制度の特性とあわさり、市場経済化という側面以外からの議論が、相対

的に十分に行われず、制度理解といった深度の深い議論が十分に行われていない可能性があるものと考えている。

法整備「教育」支援という側面で考えた際、現在のベトナム法学より、学問的視点が多様である日本の法学は、ベトナム法の学問領域の拡大、比喩的に表現すれば、これまで存在したレンズより視野の広いレンズを提供するという貢献ができるのではと考えている。そこでは、両国の法学の体系的違いに基づき、いかなるアプローチで法整備「教育」支援を行うべきか、理論的な検討が求められているといえる。

【カンボジア：篠田】

カンボジアにおけるクメール・ルージュの影響は未だ大きい。1970年代のクメール・ルージュの時代を生き延びた法律家はわずか数名だったと言われている。また、この時代に多くの法律が廃止されており、UNTAC以降、日本を含めた諸外国が、多くの法律の起草支援を行ってきた。この大量虐殺と外国の起草支援の影響は、今でも、法学教育に多大な影響を残している。すなわち、法学の教員のなり手が少ないばかりでなく、これらの教員にとっても、新しく作られたカンボジアの法律は外国法の影響が強く、新しい法律を理解し、次世代の法律家の育成ができる教員はほとんどいないという状況にあった。このような状況の中、民事法の分野では、JICAが、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学、司法省などにおいて、法曹（これらのワーキンググループのメンバーには、大学などで教員をしている者もいる。）の人材育成の支援を行っている。それとともに、王立法律経済大学では、フランス、アメリカ、そして日本（名古屋大学）が法学教育の支援を行うべくセンターを設立し、大学生の法学教育の支援を行っている。この点、特に民事法の分野においては、JICAと名古屋大学の支援は、法律家（大学教員も含む。）と大学生の法学教育支援を行っており、連続し、かつ、車の両輪ともいえるものである。しかし、その両者は、それぞれが個別に活動しているのが実情である。このような状況の中、両者を法整備「教育」支援の観点から捉え直し、再構築する理論が必要とされている。

女性幹部警察官の意識、自己像、そして警察組織に与える影響

吉田如子(京都産業大学 社会安全・警察学研究所)

幹部に限らず、女性警察官は、男性が大多数を占め、その職業文化も男性的とされる警察組織においては、国を問わずいまだにマイノリティである。しかしながら、このマイノリティが数を増し、幹部階級をそれなりに占めるようになるにつれ、彼女らが、警察の心理的態度を中心とした組織/職業文化、あるいは、知識の集合体としての文化、警察構成員が共有する社会的現実、そして組織が存在し続けるために重要な正統性の構築方法などを変革すると期待されてきた。しかし、英米を中心とした経験的調査は、女性警察官が警察組織における強度の社会化圧力に屈し、あるいは、自ら昇進するための手段として自ら同化し、従来の職業文化や警察の構築する社会的現実を大きく変革するどころか、時には強化する存在となることを明らかにしてきた。

本発表においては、日本の定員 1 万人以上の都道府県警察において警部以上の階級に属する女性警察官 20 名余と男性警察官 50 名を対象に実施した調査票調査結果、および、2012 年に実施した女性警部を対象としたグループ面接調査結果を中心に、今日の幹部警察官の意識や自己像が男女間でどのように異なり、それが日本警察運営に与える影響について議論する。

原子力安全と規制法の課題の団体組織論的な解明

杉本泰治（技術士）

1 日本の法制は、原子力を含む科学技術の、負の面について理念を欠くこと

科学技術はバラ色の、正の面だけではない。プロフェッショナル・エンジニア(PE、専門職の技術者)制度の日米比較と、科学技術基本法の解釈とによって、問題点を示す。

2 技術業の倫理の視点が気づかせる——規制法の保護の対象は何か

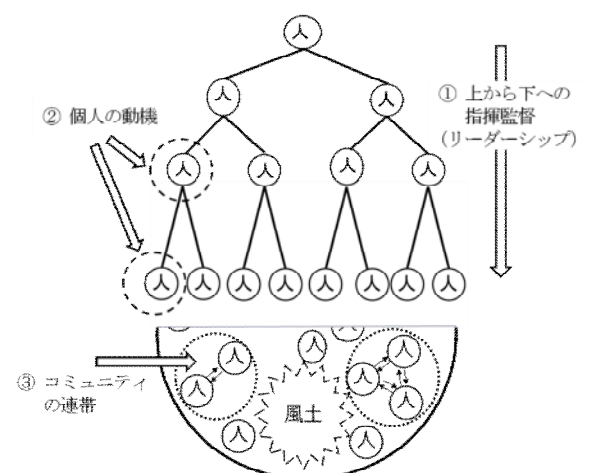
原子炉等規制法が目的とする保護の対象は、「公共」か、「国民」か、「公衆」か。憲法の「公共の福祉」の不透明とからみ、安全に向けての行動の基準が明確でない。

3 原子炉等規制法の性格（キャラクターゼーション）の再構成

行政による規制は、安全確保のために主要ではあるが、手段の一部に過ぎない。国が原子力の安全を目的とし、国全体が一つの組織として統合的に機能するものとみる。

前報までに、個々の団体についての業務執行組織のモデルを提出した（右図）。

国全体の組織が、各種の団体および個人によって構成されているとみて、その相互関係の在り方を検討し、福島原発事故の事例に当てはめる。



社会保障法政策と非正規雇用問題

—社会保険料の事業主負担と企業行動との関係に注目して—

楠本敏之（東京大学大学院）

近年、非正規雇用と正規雇用の間の労働条件の格差等に起因して、非正規労働者の社会的排除等が問題となっている。本報告においては、このような非正規雇用問題の改善のための法政策として、企業行動を直接に規律する条件の一つとしての社会保障制度に係る法政策を検討する。具体的には、社会保険料の事業主負担の存在故に、企業はコスト削減等を目的として社会保険における被保険者資格が認められない非正規労働者の活用を広げてきたという歴史的背景を踏まえ、正規雇用化という企業行動を促しうる社会保険料の事業主負担に係る社会保障法政策の可能性について考察する。

社会保険料の事業主負担と企業行動との関係については、これまでも数多くの先行研究がなされてきた。ただ、個々の先行研究は充実したものではあるが、それらの成果を総合し現実化する具体的な法政策の検討は十分にはなされてこなかった。本報告では、先行研究の成果を総合し現実化すべく、社会保障に係る法制度を雇用形態による差異に関わりのない中立的なものとする具体的な社会保障法政策を提示し、それによって正規雇用化を企業に促すことが可能となるのかを理論的に考察した上で、インタビュー調査及び非正規雇用に関連するマクロデータの統計分析に基づき、その現実的可能性を実証的に検討する。

訴訟率の地域による差異の説明とその理論的示唆

—沖縄を素材に—

馬場健一（神戸大学）

戦後日本の訴訟利用形態の変動を、地域ごとの訴訟率や弁護士利用率の変遷の中に探り、特に返還直後は顕著な固有の特徴を示していた沖縄が、漸進的に本土各地と近接していくことに着目しその原因を検討する。そうした地域ごとの通時的・共時的比較研究を通じて、日本の司法制度利用の規定要因・阻害要因を探る。返還直後の沖縄は、人口あたりの訴訟率は本土並であったが、他方で本人訴訟が少なく、すなわち弁護士代理率が高く、また平均訴額が高かった。他方で近年の状況は、従来の特徴が薄れ、すっかり「本土化」している。司法統計によればこうした変化は、一気に起きたのではなく、返還から現在までの間に徐々に生じてきているように思われる。

このような地域的特性は、どのように説明されるべきであろうか。またこうした現象の解明は、裁判利用をめぐる法社会学の従来の議論に対する理論的・実証的に寄与しうる余地はないであろうか。本報告は、このような問題意識にもとづき、特定地域の司法統計データを全国や他地域との比較の中で解読することを試み、よって日本の訴訟率に関する従来の諸議論に新しい視点と知見とを加えようとするものである。

企画関連ミニシンポジウムⅡ

《法》を見るための《方法》

コーディネータ：企画委員会

司会：木下麻奈子（同志社大学）

企画趣旨

企画委員会

法社会学という学問は、《法》をどのように見てきたのか／見ているのか／見るべきなのかを自覚的かつ反省的に問い直すことを主題とした本年度学術大会の企画の一環として、本企画関連ミニシンポジウムにおいては、《法》を見るための方法を検討の俎上に載せる。

法社会学という学問は、我が国においても諸外国においても、自らの学際的性格を強調し、隣接社会諸科学の研究方法を貪欲に摂取してきた。そのことを踏まえ、本企画関連ミニシンポジウムにおいては、特定の隣接社会科学の分野において発展してきた研究方法を自覚的に摂取し、それを用いて研究を行っている5名の報告者に、自らが用いている方法がいかなるものであり、そうした方法を用いることによって《法》がどのように見えてくるのかを語ってもらう。それぞれの方法を比較・対照することをおして、法社会学という学問は、どのような方法を用いて《法》を研究していくべきなのかについての議論を深めていくことが、本企画関連ミニシンポジウムの目的である。

政治学は《法》をどのように見るのか

見平 典（京都大学）

政治学の主要な研究対象である立法過程・行政過程・司法過程は、いずれも法の形成・運用過程であり、法に直接関わっている。本報告では、それらの中でも特に司法過程を対象とする政治学研究（司法政治学）が、法や司法にどのようにアプローチしているかについて検討を行う。

報告では、はじめに、①司法政治学という学問分野の概要について説明する。具体的には、司法政治学の主要な課題、司法政治学の諸アプローチに共通する基本的認識、分析の際の基本的前提等について、法学と比較しつつ概観する。その上で、②司法政治学の主要なアプローチを紹介し、各アプローチが法や司法についてどのように捉えているか、考察する。その後、③司法政治学が実定法学にいかなる寄与をなしているかについて、具体的例を挙げながら検討を行い、最後に、④司法政治学が法研究・司法研究として抱える限界や陥穽について考察する。

〔参考文献〕見平典『違憲審査制をめぐるポリティクス—現代アメリカ連邦最高裁判所の積極化の背景』第1章（成文堂、2012）。

経済学は《法》をどう見るのか

飯田 高（東京大学）

本報告では、経済学の視点から「法」がどのようなものとして捉えられるかを概観し、法社会学研究への示唆を探る。なお、経済学と一口に言っても多様なアプローチが存在するが、ここではいわゆる「新古典派経済学」やゲーム理論の考え方を出発点とする。

経済学的視点の強みのひとつは、人間の意思決定に関する仮定（現実の意思決定の一側面を抽出した仮定）を明確にすることによって、法が人々の行動や社会状態にいかなる影響を及ぼすかを明瞭な形で記述できる、という点にある。このようなアプローチは、望ましい法政策を検討する場合だけでなく、法現象の背後にある因果関係を探究する場合にも（したがって法社会学の研究にも）有用である。

伝統的には、経済学では「法」を所与ないし外生的なものとするモデルが多かった。しかし近年では、個人の意思決定に法が及ぼす影響についての詳細な実験研究や、「法」と呼ばれる現象がいかにして発生・維持するのかという問いに取り組む理論的・実証的研究が次第に蓄積されてきている。これらの一連の研究は、他の諸分野との連携の可能性を大きく開くものである。本報告では、このような動きが法社会学の研究にとってどのような意義をもちうるかを検討し、他分野の研究者との議論のきっかけを提供したい。

心理学は《法》をどう見るのか

藤田政博（関西大学）

この報告は、(1) 法を研究するための心理学的方法、(2) 法の心理学的な研究方法の特質、(3) 心理学的方法で法を研究すると、法はどのようなものとして見えてくるのかの3つの問題に対して答えることを目的とする。

(1) 法を研究するための心理学的方法は、通常近代心理学の方法と同じであり、自然科学に範をとった体系的観察法である。観察の方法には、調査や実験などがある。これを支える考え方は、科学で広く用いられている意味での実証主義である。

(2) 法の心理学的な研究方法の特質は、文献研究や思惟のみに基づく方法と異なり、現に人間がどう行動するのか、人間が自らの置かれた社会的状況を実際にどう認知するのかを前提にし、かつ、人間同士の相互作用として立ち現われる法現象を理解できることである。

(3) 近代心理学から見ると、法は心理学的意味での規範の特殊な一形態といえる。つまり、心理学は規範を「集団における共通の行動様式」と定義するが、その中で正しいという価値判断を与えられ、社会に広く妥当するべきものと認識され、場合によっては言語化され公定された手続で承認されるという非常に特殊な規範である。現実には当該集団成員の行動と認識の相互作用によって、その境界や内容は常に揺れ動くものと考えられる。

エスノメソロジー／会話分析は《法》をどう見るのか

山田恵子（京都女子大学）

方法論の相違によって記述／理解／説明される《法》が異なるとの前提にたつとき、方法論とその方法論によって産出・達成される《法》の関係性を問うことは、法社会的に有意義な作業であろう。

本報告では、——わが国において近時、とりわけ檜村志郎・北村隆憲・小宮友根らにより精力

的に——法社会学的研究への適用がみられる質的方法の一つである「エスノメソドロジー／会話分析（EMCA）」をとりあげ、EMCA（方法論）と、かかる方法論を通じて記述される《法》の関係如何を考察する。具体的には、(1) EMCA の方法的特徴を、とりわけ量的方法との認識論的相違ならびに他の質的方法との分析対象の相違に焦点を置いて整理した後、(2) 国内外の個別研究に即しつつ、EMCA によって記述される《法》の様相を確認する（この際、従来の法社会学的研究においてしばし援用されてきた「秩序」「合理性」「規範」等の諸概念を EMCA はどう見るのか、という点もあわせて検討する）。以上を踏まえて、(3) (1) と (2) の関係性について考察し、EMCA の方法的意義と限界、他の隣接諸科学との協働の在り方について議論したい。

*なお、本報告では、EMCA（方法論）とかかる方法論によって産出される《法》の結果的諸特徴を外在的に説明するに留まることを、予めお断りしておきたい。

人類学は《法》をどう見るのか

久保秀雄（京都産業大学）

報告者はこれまで、一法社会学者として、参与観察を含む質的な調査研究をいくつか行ってきた。そのなかで、人類学の視点・成果を摂取し応用すると、民俗学や歴史学の知見とも照応する「法についての新たな洞察」を得られることに気づいた。たとえば、荒れた学校で秩序を回復し非行を防止する人々の取組みから「法は御祓いの儀礼である」ことが、迷惑施設をめぐる地域コミュニティの紛争処理から「法は御祓いを執り行い境界を守護する儀礼である」ことが、さらに、行政による公益法人の認定・検査業務からは「法は御祓いを執り行い境界を守護することで聖別を顕現させる儀礼である」ことが見えてきた。

そこで、上記の見解が（いくつかの事例で妥当するだけでなくもっと射程の広い）理論的妥当性を有することを示すために、本報告では法の原生状態に関する人類学の古典を新たな視点から読み直す。つまり、人類学のポテンシャルを法社会学がさらに引き出せることを示す。また、そのポテンシャルを活かすと、原生状態とは対照的に専門分化（機能分化）が高度に進んだ現代の法のあり方についても、また専門家の独占が進む法解釈や法実務のあり方についても、法学では看過されてきた明晰な見方が新たに提供できることを示す。

コメント

中山竜一（大阪大学）

5 月 29 日（日） 13:00～16:50

・全体シンポジウム

「《法》を見る」

《法》を見る

コーディネータ：阿部昌樹（大阪市立大学）

司会：濱野亮（立教大学）

大河原真美（高崎経済大学）

1. 企画趣旨

阿部昌樹(大阪市立大学)

日本法社会学会が創設されてから、70年近くになる。この間、我が国における法社会学は、ひとつの学問分野として順調に発展し、多くの研究成果を産み出してきた。今日においては、科学研究費補助金等を得て大規模な研究プロジェクトが組織されることも稀ではなくなり、国際交流も活発に行われている。我が国の法社会学はもはや、敢えて自らのアイデンティティを反省的に問い直す必要などない、十分に確立した学問分野となっているように思われる。

しかし、本当に確信を持ってそう言い切れるのであろうか。法社会学が究極的には《法》を研究対象とする学問であるとしたならば、直接の研究対象が紛争であろうが、裁判であろうが、弁護士であろうが、それらの対象を研究することをとおして、《法》についての理解を深めることを常に意識しなければならないはずである。もちろん、法社会学が研究対象とすべき《法》とは何かについては、法社会学者相互間に見解の不一致があっても当然である。しかし、《法》を研究対象とする学問であるという自覚を伴わなければ、その研究は、紛争の社会学、裁判の社会学、弁護士の社会学等にはなり得ても、法社会学とはなり得ないように思われる。我が国の法社会学は、法社会学とは究極的には《法》を研究対象とする学問であるという自覚を希薄化し、その学問的アイデンティティを不明瞭なものとする方向に向かってはいないであろうか。

こうした問題意識に基づき、本年度の学術大会においては、法社会学とは《法》を対象とする学問であるとはどのようなことなのか、自覚的かつ反省的に問い直すことをテーマすることにした。

本全体シンポジウムに先立って、企画関連ミニシンポジウムⅠでは、「《法》を見るための理論」を取り上げた。また、企画関連ミニシンポジウムⅡでは、「《法》を見るための方法」を取り上げた。

本全体シンポジウムにおいては、これら2つの企画関連ミニシンポジウムの成果を踏まえて、法社会学という学問にとって《法》を見るとはどのようなことなのかについて、改めて問題提起を行う。そして、そのうえで、紛争と紛争処理、裁判、家族、刑事司法を直接の対象とした研究において、法社会学者は《法》をどのように見てきたのか／見ているのか／見るべきなのかを、それぞれの領域における法社会学的研究を参照しつつ検討する。我々は、法社会学者として、ただ単に社会現象としての紛争や紛争処理、裁判、家族、刑事司法等をそれ自体として研究することを超えて、それらが《法》現象であることに十分に自覚的であったのかどうかを問い直したうえで、これからの我が国の法社会学が目指すべき方向についての何らかの指針を示すことが、本全体シンポジウムの狙いである。

2. 裁判外紛争処理研究をとおして《法》を見る

仁木恒夫(大阪大学)

裁判外紛争処理は、わが国の法社会学研究の主要な研究テーマの一つとして確立しており（樫村志郎「裁判外紛争」1998）、現実にもその制度化が急速に進められてきた。1990年代の、裁判所付設調停の実務現場での新しい実践例の報告に続いて（井上=佐藤『現代調停の技法』2001等）、司法制度改革において広範な「ADR」の整備というかたちで制度化がすすめられた。認証制度が設けられ、民間調停機関の設営が奨励されてきたのである。裁判外紛争処理の本質的な特徴は、当事者の任意性を尊重し、私的自治を豊富にすることにある（山本=山田『ADR 仲裁法〔第2版〕』2015等）。こうした特徴に共鳴し、設立された多くの民間調停機関は、アメリカの経験から発生した同席方式の調停スタイルを参考にしているように思われる。そこでは、手続を主宰する調停者が、当事者間の合意へ向けた対話が円滑に進むような支援に限定して、手続に関与することが予定されている。

広く民間で、徹底した私的自治に立脚した調停が実践されるようになると、この種の紛争処理手続がもっている特性をめぐってより現実的な問題が浮上してくる。調停は、手続が画一的に形式化されず、当事者の要望を反映して柔軟に形成することが可能なのである。しかしながら、現実には、当事者が手続のあり方に強い関心を抱くことは多くはなく、手続の柔軟性は調停者の裁量によって処理されることになる。そこで、民間の調停機関にかかわる人々の間で普及している「調停モデル」が、この手続進行における裁量の領域を透明かつ適正なものとするよう期待されるのである（山本=山田・前掲）。

日本で普及している調停モデルは「交渉促進型（facilitative）」と呼ばれる。「交渉促進型」モデルでは、非形式的といわれる調停手続において、形式化された発展的段階構造で手続が組み立てられているのである（レビン小林『調停者ハンドブック』1998）。とりわけ前半の「情報収集」の段階と後半の「選択肢の開発・評価」の段階とは当事者間の対話の方向性が大きく変わることが想定されている。この手続構造は、現実には当事者間の合意へ向けた対話の促進に有効に機能しているのであろうか。

本報告では、ある民間調停機関で実施された具体的事案の調停セッションでの会話記録を素材に、「交渉促進型」調停の実情の一端を明らかにする。調停者の裁量のうちで形式化されていく調停手続のうちに、ADRの特徴とされる柔軟性はどのように観察されるのであろうか。相互作用のうちに、「強制力を排した」と言われる、専門的機関を利用した当事者の「自主的解決」のあり方についても考えてみたい。

〔参考文献〕 仁木恒夫「対話調停における共約不可能性」 和田他編『法の観察』（2014年）

3. 裁判研究をととして《法》を見る

上田竹志(九州大学)

裁判（本報告では、さしあたり民事訴訟を念頭に置く）は、大前提たる一般的法命題を小前提たる個別的事実に当てはめることによって、ことばによる法的結論を得る判断作業である。裁判は、立法・執行と並んで、法システムの最も基本的な作動であり、また個別的裁判による社会的紛争解決の要請が一般的法命題の形成に先立つとの見解に従えば、裁判は法システムの一次的な作動といえる。したがって、裁判研究をつうじて《法》を見ることは、「《法》の観察」の最も基本的な方法の一つである。

ところで、「見る」という観点から考えれば、裁判自体、法システムが法的カテゴリーを用いて社会を観察する行為そのものと言える（もっともそれは自発的・能動的な観察ではなく、少なくとも法内在的には、不告不理の原則（処分権主義）や裁判拒否の禁止などに拘束された、強いられた応答である）。したがって、裁判研究とは観察の観察を意味し、その裁判研究を観察対象として何らかの知見を得ようとすれば、さらにメタ観察を行うことになる。さらに以上の観察状況は、「誰が（どこから）」観察するのか（たとえば、経済的・政治的・科学的などの社会的サブシステムの観点から／個別当事者の観点から／法システムの内部から、など）という観察視点の定位如何に応じて、さらに複雑化する。本報告に与えられた課題を「《法》の観察」という観点から考えると、そこにはきわめて錯綜した観察、メタ観察、相互観察の社会的ネットワークを見て取ることができよう。

本報告で、上記の問題状況全てを扱うことは不可能である。そこで、本報告では以下の前提に基づいて、限られた問題圏における、「判例研究をととした《法》の観察」について、その存在と当為につき検討を試みる。

本報告が学的コミュニケーションの一要素である以上、本報告は一般性・統一性を標榜する観察視点から出発しなければならない。また、報告者の能力上の限界から、本報告は法システム内在的な観察視点から出発する。そして、本報告がさしあたり対象にする裁判研究とは、法システムの作動としての（したがって、単純な社会の現象記述ではない）裁判テキストを、法自身が自己言及的に（論理階型を用いて個別／一般の区別を導入しつつ）メタ観察するものであり、たとえば科学的な裁判の予見を目指すような議論ではない。他方で、本報告が行う裁判研究の観察は、たとえば民法学における判例研究方法論のように、判例研究がいかにある「べきか」という規範的判断を目指すものでもない。

本報告では、一般的法言説が、論理階型を異にしたテキストとしての裁判を対象として観察するという形式自体が何を意味し、またその裁判や法言説が様々な社会的視点からの観察にさらされるという構図が、法自身にとって何を意味するかを検討したい。

4. 家族研究をととして《法》を見る

田巻帝子(新潟大学)

家族とは、社会の最小かつ基礎的な単位とされる集団である。どの社会にも存在する普遍的なものであるが、家族の形態・機能・構成員間の関係に普遍的なものではなく、むしろ多義的であり、またそれぞれの社会の歴史的変容にともなって変化する。したがって、社会が異なれば／変われば、家族（ということばが意味する内容）も異なる／変わると言える。家族の普遍性は、法学、社会学、史学、心理学、人類学、経済学等様々な学問分野において、家族を素材とする研究がなされてきたことにも見出すことができる。

いずれの社会でも「伝統的な家族」など一定の家族モデルがあり、「家族とはこのようなもの」と規定する枠組みが社会で共有されてきたが、その枠組みに当てはまらない『家族』の存在が次第に明らかになり、家族の多様性が指摘されるようになった。その結果、家族研究においては、家族の再定義や家族に関する制度の再構築の必要性が問われるようになり、実務においても新たな制度や施策の検討が求められている。

本報告では、その時代の国家法によって決定される「家族」と国家法の枠組み外にある一定の関係性を（周縁的な）『家族』として両者を対比させ、国家法及びそれ以外（生ける法やその他何らかの取り決め等）の《法》が社会の変容とともに「家族」や『家族』をつくることについて見ていく。「家族」は規範化された制度的家族として国家法によってつくられるが、現実の社会には制度的家族に一致しない様々な『家族』が存在し、『家族』は実態に即したルールによってつくられてきた、もしくは不可視のまま在った、と言える。

国家法が「家族」をつくる一方で、社会に在る『家族』の実態が「家族」の範囲を拡大させ国家法を更新させている。例えば、準婚理論の採用により内縁関係の男女という『家族』は法律婚の夫婦（「家族」）と同様に扱われることで「家族」に組み込まれたこと、一方のみが日本人である両親のもとに出生した子は自動的に日本国籍を得られない『家族』であったところ、違憲判決を経た国籍法改正によって常に「家族」となったこと等、『家族』の現状やニーズが国家法を動かした様々な事例を挙げることができる。

以上を踏まえて、社会には（国家）法の目に見える「家族」と見えない『家族』とがあり、その境界線が時代と共に推移したことを明らかにしつつ、今後の家族（研究）をととして見るべき《法》とは何かについて言及したいと考えている。

5. 刑事司法研究をととして《法》を見る

松原英世(愛媛大学)

1. はじめに
 - 「犯罪」を中心にした考察
 - ユーザー視点からの考察
2. 犯罪生成装置としての刑事司法
 - 「介入」の根拠としての刑法
3. Labeling Perspective
 - 犯罪の評価的性格
 - 選択的法執行
4. 犯罪とは何か
 - Durkheim/Erikson
 - 「言語ゲーム」
5. 法をどう使うか
 - 行動統制への関心
 - Gouldner, Mead

〔主要参考文献〕

- Becker, Howard S. (村上直之訳) 『完訳アウトサイダーズ』 (現代人文社・2011)
- Durkheim, Emile (田原音和訳) 『社会分業論』 (青木書店・1971)
- Durkheim, Emile (宮島喬訳) 『社会学的方法の規準』 (岩波書店・1978)
- Erikson, Kai T. (村上直之・岩田強訳) 『あぶれピューリタン』 (現代人文社・2014)
- Gouldner, Alvin W. (岡田直之他訳) 『社会学の再生を求めて』 (新曜社・1978)
- 前田忠弘・松原英世・平山真理・前野育三 『刑事政策がわかる』 (法律文化社・2014)
- 松原英世 『刑事制度の周縁』 (成文堂・2014)
- 吉岡一男 『ラベリング論の諸相と犯罪学の課題』 (成文堂・1991)
- 吉岡一男 『刑事制度論の展開』 (成文堂・1997)

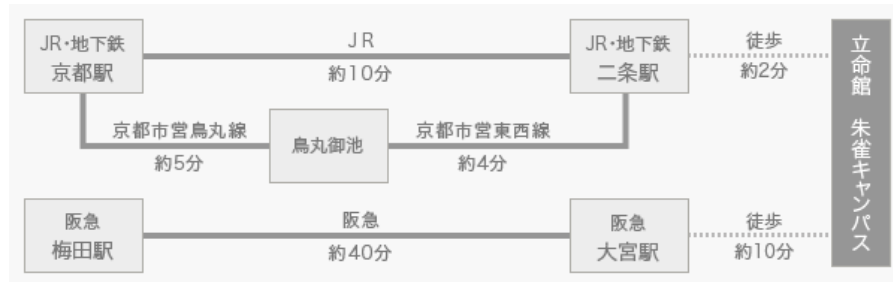
【会場案内】

会場：立命館大学朱雀キャンパス（〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1）

アクセス：[JR 線] 京都駅から JR 線にて約 10 分、「二条駅」下車，徒歩約 2 分

[地下鉄線] 京都駅から烏丸線にて約 5 分，「烏丸御池駅」で京都市営東西線に乗り換え，「二条駅」下車，徒歩約 2 分

[阪急線] 梅田駅から阪急京都線にて約 40 分，「大宮駅」下車，徒歩約 10 分



二条駅からの地図





建物内教室配置

